

## 平成 29 年度第 4 回長野県契約審議会

日時：平成 30 年（2018 年）2 月 13 日（火）13 時 30 分から 16 時 00 分

場所：県庁議会棟 第 1 特別会議室

### 1 開会

#### ○事務局

本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは只今から「平成 29 年度第 4 回長野県契約審議会」を開会いたします。

私は本日の進行を務めます会計局契約・検査課企画幹の岡沢雅孝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、お手元に配布しました次第に従いまして、進行してまいります。

本日は、11 名の委員の皆様にご出席していただいておりますので、「長野県契約審議会規則」第 4 条第 2 項の規定により、過半数の定足数を満たしておりますので会議が成立していることを、まずご報告いたします。

また、この審議会は公開での審議となり、会議録は後日県のホームページで公表されますので、あらかじめお知らせいたします。なお、会議の終了時刻につきましては、16 時頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、報道機関の皆様、傍聴の皆様方へお願いがございます。本日の資料は、今後の検討によりまして、修正される可能性があるものでございますので、その点に十分ご留意いただくようお願いいたします。

それでは、はじめに県を代表しまして、清水会計管理者兼会計局長からごあいさつを申し上げます。

### 2 あいさつ

#### ○清水会計管理者兼会計局長

清水でございます。こんにちは。本日は碓井会長さんをはじめ各委員の皆さん大変ご多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今日の会議ですが、建設工事の失格基準及び総合評価方式における低入札価格調査の見直しなど主に建設工事に関わる事項について、5 件ほど検討案をお示しいたしますので、ご審議を賜りたいと思います。その他に建設工事などの入札事務手続きの見直し、標準契約約款の改正等 3 件の事項についてご報告をさせていただきます。

本日も大変盛りだくさんの内容でございます。限られた時間の中ではございますが、忌憚のないご意見を頂戴いたしますようお願い申し上げます。冒頭のごあいさつとさせていただきます。本日どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○事務局

それでは会議事項に入ります。会議事項の議長につきましては、「長野県契約審議会規則」

第4条第1項の規定により会長が務めることになっておりますので、碓井会長さんに会議事項の進行をお願いいたします。

### 3 会議事項

#### (1) 審議事項

##### ア 前回審議会の主な意見について

#### ○碓井会長

本日が今年最初の審議会でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、早速でございますが、会議事項(1)審議事項のア、「前回審議会の主な意見について」を取り上げたいと思います。まず事務局からご説明をお願いいたします。

#### ○事務局

資料1ページの資料1-1をご覧ください。前回平成29年度第3回契約審議会の主な意見を要約、また類似のご意見についてはまとめるなどして整理させていただいたものでございます。内容は1ページに記載のとおりですけれども、対応案等網掛け部分は前回審議会事務局から説明回答したものに補足等を加えた項目でございます。また、前回の審議会におきまして、建設工事関係についてデータ等お示ししていただきたいという旨のご意見がございましたことから、それらの資料につきまして1-2から1-5という形で資料を付けさせていただいております。内容は資料に記載のとおりでございます。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

#### ○碓井会長

どうもありがとうございました。只今ご説明いただきました「前回審議会の主な意見について」に関しまして、ご質問やご意見がありましたらお願いします。はい、どうぞ。

#### ○堀越委員

堀越です、よろしく申し上げます。資料1-2のところを確認させていただきたいのですが、2のアンケート結果のQ1、ここの休めなかった38%のうち、「他の現場に従事した」と約8割が回答した、というところの、「他の現場に従事した」というのがどういう理由なのか、これはおわかりになりますでしょうか。多分その隣の「給料に影響するため」というものも含まれているのかなとは思いますが、これは会社側の都合で他の現場に従事しなければならなかったのかとか、そのようなところを教えていただければと思います。

#### ○碓井会長

はい、事務局お願いいたします。

○事務局

今回の週休二日のモデル工事のアンケートにつきましてはそこまでアンケートの項目数を設けておりませんので、あくまでこういう回答をいただいたところまでしか私どものほうではわかりません。ただおっしゃるとおりそういう理由があったのかもしれませんが、そこまでは把握できてございません。

○碓井会長  
堀越委員。

○堀越委員

前日も、週休二日制について意見申し上げさせていただいているのですが、週休二日制を取り入れるということは非常に大事ですし、推進していく必要はあると思うのですが、ただ場合によっては前回申し上げましたように、企業側にとってみると非常に経営的な面で問題が出てしまうようなこともあるので、「他現場に従事したため」というのがどういったことだったのかな、ということを知りたかったです。

○碓井会長  
はい。他に、いかがでしょうか。どうぞ、柳澤委員。

○柳澤委員

柳澤です。この資料を事前に見せていただいた時に、やはり今の資料1-2の一番下、どんな課題があるかというところで、左から5番目でしょうか、「仕事に行けない」というのが一体どういう状況を言っているのかよく理解できなかったのですが、これはいかがなことを示しているのかご説明いただけますか。

○碓井会長  
事務局お願いします。

○事務局

すみませんでした。今の案件、細かい状況はわかりませんが、一応現場がお休みということになった場合に、本人は行きたいのだけれども、現場がお休みだからということがあるのかと思っております。

○碓井会長  
確かに答える側は技術者や技能労働者の方ですが、このアンケートの課題を設定したのは県ですよ。県はどういうつもりで作ったのですか。

○事務局

現場が休みであるかどうかを把握したかった。さらに休めなかった場合の理由として、どのように考えているかというのを把握したかったのはありました。ですが、そののさら

に奥の設問までは今回設定していませんでしたので、そこまではわからない。

○碓井会長

柳澤委員、よろしいですか。

○柳澤委員

まあ、わかりました。

○碓井会長

湯本委員。

○湯本委員

湯本です。お二人の委員さんのご発言と関連するのですが、同じく資料1-2のところなのですが、いずれにしても、技能労働者の方についてはなかなか日給というような今の状況の中から、週休二日により収入が減ることがこのQ4からも明らかですので、やはり何らかの措置というか、これについて検討されている事項がありましたらご説明をお願いしたいと思います。

○碓井会長

事務局お願いします。

○事務局

今回いろいろモデルじゃなくて進めていることもありますので、その状況をみてどうということが可能なのかという話になろうかと思っています。

○碓井会長

はい、他に何か。奥原委員

○奥原委員

資料1-2と資料1-3とお示しいただいてありがとうございました。資料1-2の週休二日を確保するモデル工事についての報告で、技能労働者の約6割が、週休二日について不要またはそこまでは不要と否定的な回答をされていて、また週休二日の課題として技能労働者の回答者の65%が、給料が減ると回答されています。県の契約条例の制定から4年が経過して落札率や失格基準価格を引き上げているなどして、受注者側の経営環境は温かくなっているかと思われそうですが、一方で技能労働者を直接雇用する下請業者の給料は据え置かれて十分な休日が取れていないというのが現状です。

技能者不足が深刻化する中で、県の発注の工事で率先して週休二日を行うことは、体を休めたり家族との時間をとったり病院に行くといった時間が取れるなどとすれば大いに賛成ですが、日給制の技能者の収入減への十分な対策を取っていただくようお願いしたいです。

○碓井会長

はい。これはご意見ということでもいいですか。

小澤委員。

○小澤委員

今の話と関連するのですが、このアンケートは、結局技術者と技能労働者にお聞きしているのですが、実際はこれらの皆さんが働く会社の経営として休日等が取れる様に采配してくれないといくらこの方たちが頑張ってみても如何ともしがたいということがあります。要するに経営者が仕事のやり方を変えなくては、現場が週休2日の効果を感じ得ないと思います。

それから1-3なのでありますが、日給月給が多い一方で完全月給制もあるのですが、規模別は出ているのですが、クロスをしてみても、やはり完全月給は比較的大手が多いとか、そういった傾向はわかっておりますでしょうか。

○碓井会長

事務局お願いします。

○事務局

規模別についての細かいところまで私把握できていませんが、むしろそれよりはここには職能というか、そちらの影響が大きいと思います。

それから私が調べた中ではそれほど規模によっての差は、今回の結果には顕著に出ていなかった感じはありました。

○碓井会長

西村委員。

○西村委員

資料1-2のQ4なのでありますが、技術者と技能労働者では回答の傾向が違うというのがこれでわかるのですが、今までご質問が多く出た、技能労働者の方の給料が日給ベースということで、給料が減るということについて質問が出ましたけれども、一方で例えばこのQ4のところに給料が減るという回答をした技術者の方は16人いらっしゃるのですが、この方々、同じ方かはわかりませんが、同じ数で年休が減るといふふうに回答しています。この年休が減るといふのは、どういうことなのでしょうか。

○碓井会長

事務局お願いします。

○事務局

会社が休日ではないので、年休の取得により現場を休んで、この回答になっていると思います。

○碓井会長  
西村委員。

○西村委員  
週休二日で休日が多くなって、かつ有休をさらに使うようになっているということでしょうか。

○事務局  
会社の就業規則的が週休二日になっていなくて、それで現場を休むとなれば有休をとって休む必要があり、その分有休を消化することになり、有休が減ってしまうという回答だと思います。

○碓井会長  
他に。吉野委員どうぞ。

○吉野委員  
資料の1-3の対象企業ですけれども、長野県建設業協会会員及び週休二日モデル工事施工会社とありますけれども、協会員とそれからモデル工事施工会社は、それぞれ何社ずつですか。それから回答された397社は大体どのような比率なのか教えてください。

○碓井会長  
事務局お願いします。

○事務局  
この内のほとんどが協会員さんです。モデル工事自体その前の27年にモデル工事をやっておりますけれども、それが35件でしたが、そのうちほとんどが協会員さんですので、数社だけだと思います。

○吉野委員  
そうすると、モデル工事の施工会社は何社あるのですか。非協会員さんは何社ですか。

○事務局  
35社です。

○吉野委員  
そうすると490社ぐらいが協会員だということですか。

○事務局  
非会員の方という意味ですか。そうすると、すみません、確認させてください。

○碓井会長

母数の対象企業がよくわからないのですが。建設業協会の会員企業全部に対してアンケートを取ったということですか。

○事務局

そのとおりでございます。今数字を確認しまして、後ほど数字を申し上げますのでしばらくお時間いただきます。

○碓井会長

それでは、他の事柄で。藏谷委員。

○藏谷委員

定義の確認をされたほうがよろしいかなと思って。技術者と技能労働者の定義はどのような定義で今回アンケートを作ったかなと。お答えください。

○事務局

技術者については現場に配置された主任技術者ということで答えていただいております。技能労働者の皆さんにはとび職、鉄筋工、重機オペレーターなど技能を身に付けて作業していただいた現場で働いていただいた方ということで行っています。

○碓井会長

藏谷委員。

○藏谷委員

技術系で主任技術者以外の技術員とか現場代理人とかはどのようなふうに入っていますか。

○事務局

私どもで技術者とはということでアンケートに記載させていただいたものは、1級または2級土木、または建築施工管理技士等の資格を有する必要がある仕事に従事している者をとということですので、現場代理人の方でそのような立場で例えば兼務されている方は技術者のほうに入らせていただいております。

○藏谷委員

一現場技術者は技能労働者として入っているのですか。その人のアンケートは入っていないのですか。

○事務局

そうですね。

○藏谷委員

資格を持っている方が技術者で、専門工事の方たちが技能労働者という枠で今回のアンケートをお作りになったということでしょうか。わかりました。

○碓井会長

まだ議論が続いており、不透明な部分もありますが、あとでまた若干補足があるそうですので。

他に何かありますでしょうか。

それではまたあとで補充がありますけれども、ひとまずこの「前回審議会の主な意見について」の項目を終わらせていただきます。

イ 建設工事における2億円を境とする失格基準等の見直しについて

○碓井会長

それでは次のイ「建設工事における2億円を境とする失格基準等の見直しについて」を議題としたいと思います。事務局からご説明をお願いします。

○事務局

6ページの資料2をご覧くださいと思います。「建設工事における2億円を境とする失格基準等の見直しについて」でございます。現在、県では2億円以上の建設工事につきましては2億円未満の建設工事に比べまして価格コスト縮減の可能な幅が大きいという観点から、2億円未満の工事の失格価格5%引き下げて運用しております。一方国や多くの自治体が用いている低入札価格調査基準である中央公契連モデルにおきましては、工事費が高くなるほど調査基準が高くなるという傾向でございます。

1枚めくっていただきまして、7ページの資料をご覧ください。1番、長野県の失格基準等、公契連モデルの調査基準価格を示したものに、昨年度の建設工事の落札率をプロットしたのになります。先ほど説明したとおり、現在2億円を境に5%失格基準が下がります。それに比べまして公契連モデルでは、段階的な基準ではなく諸経費等に一定率をかけて調査基準としております。ここでは公契連モデルを1点鎖線で示しております。予定価格が高いほど調査基準が高いことがご確認いただけるかと思えます。

2になりますけれども、これまで失格基準等変更してきた経過を示してございます。

8ページをご覧ください。3番は工事費の内訳でございます。予定価格、いわゆる工事費が大きくなるほど直接工事費の占める割合が多くなりまして、諸経費が占める割合の小さくなります。

その下、4は建設業協会のアンケート調査結果です。金額別に一般管理費が確保できたかどうかなどの比率が示されております。質問2の回答では2億円以上の工事は2億円未満の工事に比べまして一般管理費が確保できた工事数の割合が約半数で、また質問3におきましては、確保できた一般管理費の平均が約5.2%低いという結果が出ております。

6ページに戻っていただきまして、2の見直しの内容でございますけれども、これらを踏まえまして予定価格2億円以上の工事においても2億円未満の工事と同様の失格基準と



し 87.5%から 92.5%価格が変動制とさせていただきたいと思います。

実施時期ですけれども、平成 30 年 4 月の公告案件から適応してまいります。説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。只今の建設工事における 2 億円を境とする失格基準等の見直しにつきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○吉野委員

この件でございますが、この審議会の前身でございます公共工事入札等検討委員会時代にも私自身は疑問を呈してきたところでございます。2 億円を境にしてどうして基準を別にするのかということをいろいろ申し上げてきました。ただ今回のご提案はそういった意味では適切ではないかと考えております。

○碓井会長

賛成のご意見でございます。

他にいかがでしょうか。西村委員。

○西村委員

普通こういう基準を見直す際には、今までの基準だと何らかの支障があるという説明が必要だと思うのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○事務局

先ほど資料で説明させていただいた 8 ページです。8 ページの下にあります 4 のところですが、これは建設業協会に協力をいただきましてアンケートをしていただいたところでございます。これにおきましても、この質問 3、確保できた一般管理費の平均ということで 1 億円～2 億円では 7.8%確保できたというのに比べまして 2 億円以上では 2.6 ということで、かなり差が出ているということで、利益の確保が難しいということがいえるのではないかと考えております。

○碓井会長

どうぞ。

○西村委員

利益の確保はもしかして難しいのかもしれませんが、一般管理費というのは上の定義をみますと別に工事件数ごとに積算されるものではなくて、企業が一企業として運営するための経費というふうに理解できるような定義なのですけれども、これを工事ごとに小分けして考える理由というのはどういうところにあるのでしょうか。

○事務局

会社としての利益というのは、工事をして利益が出ているわけですので、1個1個の工事の中で利益が出ていないということは会社の利益が出ていないということになりますので、その辺りは加味する必要があるかなと思っております。

○碓井会長

西村委員、まだ難しそうですね。

○西村委員

ちょっと理解ができないのですけれども、とりあえずご説明は結構です。

○碓井会長

柳澤委員。

○柳澤委員

柳澤でございます。いま西村委員が言われたことと重なってくるのかと思いますが、私も事前にこれを見ていてちょっとわからないなと思っていたのですが、8ページの一般管理費が、確保できなかったというところは要するに利益が上がらなかったと理解してよろしいでしょうか。

○事務局

利益というか、会社としての利益がなかったということ。

○柳澤委員

例えば、この6ページの1の現状と課題の(3)をみますと、確保できた一般管理費率の平均で約5.2%低い結果と書いてあるのですが、私素人考えなのでよくわからないのですけれども、率が低くなったり割合が低くなっても大工事ですから、金額的には大きな金額が入るのではないかと思います。小さな工事ですと率が上がらないと、お金が入らないと思うのですが、大工事であれば率が低くてもそれなりの収入が入っているのではないのかなと考えたのですが、やはりそれは大きな問題なのでしょうか。

○事務局

そうですね。8ページに示していますとおり、工事費の内訳として、工事の金額大きくなればなるほど経費も少なくなるんです。一般管理費の率も少なくなってきた、それだけ抑えられているということになります。ですから、それをなおかつ削るということになれば会社の経営に関わってくると考えております。

○碓井会長

藏谷委員さん。

### ○藏谷委員

今日の資料4ページを見ていただくと公共工事の予定価格の積算体系、ちょうどタイミングよく載っているのですが、今それぞれの委員がご質問されたことへの理解につながるかと思えます。この一番左の予定価格、これは工事価格と消費税の相当額ということで、現場サイドから言いますと、工事価格が実際の工事の金額です。それに対して工事原価というものがあります。これが現場で使うお金です。現場で働いている技術屋さんとか現場でかかる保険とかが全部工事原価になります。それ以外のお金が一般管理費です。これは柳澤委員おっしゃったように大きな工事であればあるほど率が低くて当たり前です。比例とは申しませんが。全体としても売り上げが小さい会社ほどこの一般管理費の率は大きくないと、運営が大変です。大体平均すると、平均といえませんが、大体小さな会社では、十数%前後位かなと思います。小さいという定義も大変ですけども。大手企業位になると大体8%前後位かなと思います。そうすると工事原価が、一般管理費が例えば7%出ました、となってくると、工事原価が93%かかりました、ということです。じゃあ利益はというと、その会社の一般管理費がトータルして6%で済んだら、この現場から1%利益が出ました、ということです。ですから現場ではいちいち利益は言いません。一般管理費が何%出たという言い方をします。それで最終的に決算でならしたときに実際にかかった一般管理費をそこから相殺した時にプラスになるとそれが利益になるし、マイナスになるとそれは赤字決算になっちゃうというのが一般的ですので、そう思っていただくととてもわかりやすいかなと思います。僕ら現場サイドでの利益のことは言いません。言えません。わかりません。

### ○碓井会長

他に。

これは吉野委員が冒頭におっしゃったことですが、多分2つの問題があるのでしょうか、2億円のところで区切ることの合理性、要するに連続性がない、その問題がまず1つあると。それと今盛んに議論になっている工事の規模が小・中・大というときに、一般管理費をどう見るかという問題、多分その両方の問題がミックスした問題ではないかという気がします。ご理解いただけましたでしょうか。そもそも言葉の問題として、素人の私にはなぜ一般管理費が利益と関係するのか。積算の時はすべてそれを一般管理費で組み込んであると、こういうことなのでしょうけども。

はい、吉野委員さん。

### ○吉野委員

これは本来、事務局からお答えがあるのだらうと思うのですがけれども、いわゆる公共工事の予定価格につきましては、一応積算の体系があって、それに基づいてある程度、標準的な工法で標準的な施工能力を有する業者さんが施工する場合には「この程度が妥当だ」という価格を積み立てるわけです。それに基づいて予定価格を作っているわけです。ですから、一般管理費と、先ほどご疑問が出た一般管理費等につきましても、いわゆる何%かということで、標準的な工法でやった場合には、この程度が妥当だという線が出ているわけですから、それにある程度近づけていくのが妥当ではないかと私は思っております。予

定価格というので事業者は大変縛られているわけです。それ以上に行けないという可哀想な状態がありまして、いくら競争したってそれ以上に行けない、標準的な工法ではなく、技術的に工夫をこらした工法で経費を大幅に節減できる業者さんならともかく、標準的な工法で施工する業者さんは、予定価格を下回れば下回るほど、利益も出ないし、赤字になる可能性が出てくる。そこが公共工事については問題点だと私は思っております。

#### ○碓井会長

他に何かご意見等ございますか。それではこの件につきまして、おおむね適当であるということでもとめさせていただいてよろしいでしょうか。なお引き続き、動向については十分注意していただきたいと思っております。

ウ 建設工事における総合評価落札方式の低入札価格調査について

エ 建設工事における低入札価格調査の実施について

#### ○碓井会長

それでは次、審議事項のウ「建設工事における総合評価落札方式の低入札価格調査について」を取り上げたいと思いますが、便宜のためにご説明の際には、次の「建設工事における低入札価格調査の実施について」の項目についてもあわせてご説明いただいて、審議は別々にいたしますが、そのようにご説明をお願いいたします。

#### ○事務局

それでは続きまして、資料3のご説明をさせていただきます。「建設工事における総合評価落札方式の低入札価格調査について」でございます。まず建設工事についてのダンピング対策ですけれども、簡単に説明させていただきたいので1枚めくっていただきまして10ページをご覧くださいと思います。ダンピング対策といたしましては、低入札価格調査制度と最低制限価格制度の2種類がございます。低入札価格調査制度は調査基準価格に満たない入札を行ったものに対して適正な履行ができるのかを調査し、当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認める場合には落札者としめない制度でございます。あと失格基準を設けた場合には、その価格を下回ったものは調査することなく失格となります。これに対しまして、最低制限価格ですけれども、発注者があらかじめ最低制限価格を設定しまして、この価格を下回って入札を行ったものを落札者としめない制度でございます。県建設工事では、低入札価格制度、左のほうですね低入札価格制度を用いまして、調査基準価格と失格基準価格を同額とし、これを下回ったものは調査を省略し失格としております。

資料の3、9ページに戻っていただきたいと思っております。現状と課題についてご説明いたします。総合評価落札方式とは価格のみで落札者を決定せず、価格以外の要素を加えて総合的に評価し、最も優れたものを落札者とする制度でございます。先ほど説明したとおり、本県では低入札価格制度で失格基準を用い調査を省略し失格としております。平成29年9月29日付で、総務省及び国土交通省から文書が出されました。これは11ページ、12ページに示しております。総合評価落札方式による入札では地方自治法上、最低制限価格を設定

することはできないにもかかわらず、一部の自治体で最低制限価格を用いていたため、適切に実施されるよう会計検査院から指摘を受けたとあります。また 12 ページ上段になりますけれども、段落以下の部分になります。価格による失格基準の価格水準を調査基準価格と同額に設定することは、最低制限価格の適用と同義であることから行わないこととし、価格による失格基準と調査基準については、適切な幅を設けることとされております。これを受けまして、建設工事の総合評価落札方式による調査基準価格と失格基準価格の間に幅を設けることといたします。具体的には、現在用いている失格基準と同様の計算方法で、まず調査基準を設定いたします。失格基準はこの調査基準から 2.5% 低く設定し幅をもたせませす。この 2.5% は現在の契約後確認調査の 90%、失格基準の最低基準の 87.5% から設定いたしました。また失格基準の最低ラインは現在と同様の 87.5% に達します。調査基準価格は応札者の状況で変動いたしますけれども、失格基準との幅を 2.5% 持たせるため 90% から 92.5% の間での変動制といたします。同様の失格基準が調査基準と連動するため 87.5 から 90% 間での変動制となります。また今回幅を設けることによりまして、今まで失格となっていたものもこの幅の中の場合は失格とならないこととなります。そのためダンピング対策、また現在の入札動向に大きな影響を与えないよう、調査基準価格を下回ったものは価格点を右の図のとおりマイナス補正いたします。

この価格点の考え方ですけれども、先ほど右側に参考資料と書いた一枚物のペーパーをお渡ししてございます。それを見ていただければと思います。総合評価落札方式の価格点の算定方法でございませすけれども、現行が一段目に書いてございまして、これ価格点の配点に入札価格分の最低価格をかけて価格点としております。改正のほうですけれども、調査基準価格以上と調査基準価格未満に分けてございまして、(1) のほうが今までと同様の考え方でございます。これは価格点が配点に入札価格分の調査基準価格、これは今までと同様の計算で出てきます、それが調査基準価格以上の価格点となります。右の図の実線の矢印部分で、今の調査基準価格に向かって点数が上がっていくというような状況になります。この点線の左側になりますけれども、矢印の価格点が下がっている部分ですけれども、これが調査基準価格未満のものでございまして、この右手の分母と分子を入れ替えまして、調査基準価格が分母、入札価格が分子になります。それに配点をかけまして価格点とさせていただきますということでございます。これによりまして、調査基準価格以降はマイナス補正になるというような形になります。このように価格点の補正を行ったあとに価格以外の要素も加えて評価し、最も優れたものを落札候補者といたします。その際に落札候補者は調査基準価格を下回っている場合には、低入札価格調査を行いまして適正な履行が行われるかを確認することといたしております。実施時期は平成 30 年の 4 月公告案件から適用しております。資料 3 の説明については以上でございます。

#### ○事務局

引き続きまして 13 ページの資料 4 をお願いします。

建設工事における低入札価格調査の実施についてでございます。まず 1、現状としまして、現在総合評価落札方式を含む受注希望型競争入札において予定価格の 90% 未満（2 億円以上は 85% 未満）の契約案件においては「契約後確認調査」及び「技術者別途配置等」を実施しています。先ほどの資料 3 でご説明したとおり、今回総合評価落札方式において、

低入札価格調査、基準価格と失格基準価格を分離することに伴い、調査基準価格未満の落札候補者に対して、適切な履行が行えるかの調査が必要となります。

2、取組内容としまして、総合評価を含む受注希望型の工事（予定価格 100 万円からWTO適用基準未満）の工事におきまして、調査基準価格未満で落札候補者になった者に、低入札価格調査等を行うこととします。これに伴いまして、契約後確認調査は廃止します。現行と改正の制度の概要につきまして図に示しておりますが、先に全体の手続きの流れにつきまして、15 ページの資料でご説明いたします。受注希望型競争（建設工事）入札事務手続きのフローでございます。左側が現行、右側が改正後のフローを示しています。左側の現行のフローをご覧ください。一番上の公告から中段にあります落札候補者通知書発行までの流れは記載のとおりです。その後、落札者は入札資格審査書類を提出し、提出を受けた発注機関は審査を行い、落札を決定し契約を締結します。フローの一番下になりますが、契約後確認調査の対象となった契約者は、契約後確認調査資料を契約後 10 日以内に提出することになります。今回改正後のフローが右側になります。フロー右側の落札候補者通知書発行までは現行と同じ流れになります。今回新たに行います低入札価格調査については、落札候補者通知書発行後、落札候補者が調査対象の場合に実施いたします。フローにおいて太枠で示した部分になります。提出期限につきましては入札資格審査書類と同様、落札候補者通知の翌日から 2 日以内としまして、発注機関は提出期限の翌日から 3 日以内に調査を行い、当該契約の内容と適合した履行がされると認められる場合に落札者として決定し契約を行います。低入札価格調査の実施に伴い、現行で実施していた契約後確認調査は廃止となります。

13 ページに戻っていただきまして、2、取組内容に示しました右側の改正の図をご覧ください。今回導入します、低入札価格調査の調査対象は、調査基準価格未満の落札候補者が対象となりますが、この基準価格は受注希望型競争入札では契約後確認調査と同様に予定価格の 90%とします。具体的な調査資料につきましては、14 ページの低入札価格調査の提出書類一覧をご覧ください。調査対象者は①から⑨に記載の書類を落札候補者通知の翌日から 2 日以内に作成し発注機関に提出していただきます。なお、調査書類は現行の契約後確認調査と同等の書類としております。13 ページにお戻りください。2、取組内容に示しました、左側現行の図、○の技術者配置の欄をご覧ください。現行の契約後確認調査の対象となった工事に対して、適切な履行を確保するため、平成 29 年度より技術者の配置について増員等を求めています。具体的な内容については記載のとおりでございます。技術者配置につきましては、改正後も現行と同様となります。次に○落札候補者の辞退の欄をご覧ください。現行、改正共に落札候補者辞退は可能としております。ただし、ペナルティなしで辞退できる回数に上限を設けております。現行では年 2 回以上の辞退で入札参加制限を受けるのに対しまして、改正では年 3 回以上の辞退で入札参加制限としてあります。これらの実施時期は、平成 30 年 4 月の公告案件から適用となります。説明については以上でございます。

#### ○碓井会長

どうもありがとうございました。それでは、一応順番としては資料 3 からということになりますが、相互に関係しておりますので、まず一般的なご質問から伺いたいと思います。

吉野委員。

○吉野委員

さっきご説明の時にお話があったかと思いますが、念のため確認をさせていただきます。資料の見直しの内容のところで、総合評価落札方式において変動制、予定価格の90%から92.5%の低入札価格調査基準価格を設け、失格基準価格は調査基準価格から2.5%程度相当額低く設定するとございますけれども、この失格基準価格については、87.5%から90%というふうにお聞きしましたが、それでよろしいのですね。私もそう思っておりますけれども。

○事務局

そうです。おっしゃるとおり、連動して変動しますので90%から87.5%失格基準が出てくるという形になります。

○吉野委員

ということですね、わかりました。

○確井会長

他にどうでしょう。西村委員さん。

○西村委員

1点目は確認ですけども、今まではこの調査基準価格よりも下であったら一発で失格。今度は幅を持たせてその間をチェックするという形ですよ。

○事務局

はい。

○西村委員

2点目ですけども、価格点が資料3の右側の図ですけども、調査基準価格を下回ると価格点は下がるということで、入札の式から見ると価格点の基準がここで下がってしまって落札しづらいようになるということですよね。例えばそうすると、点線の価格点が1番下がったところにある会社と、調査基準価格ギリギリで総合評価の点数がこの点線の一番下に対応する企業と同じ総合点の会社があったとします。そうすると、これは調べないとわからないのですが、結果的に調査基準価格以下の会社が失格とならなかったとします。この企業がすごく努力して価格を普通に下げて、そして十分工事ができる能力を備えていて、そういうふうに来たという、消費者から見ると非常に優良な企業だったとする場合に、そういう企業が努力をして価格を下げたにも関わらず価格点を下げられてしまって、ペナルティ的な、努力に報いないような結果に見えてしまうような構図もあると思うのですけれども。この辺りはどうでしょうか。

○碓井会長

事務局お願いします。

○事務局

そうです。今まで左の図のとおりやっているわけですがけれども、調査基準価格いわゆる工事失格基準価格ですがけれども、これをわずかでも下回っていれば失格としていたという制度でございます。それで、今回提案したのは右手のほうになりまして、今まで失格としていたものを失格とせず、2.5%下回る価格を失格基準としておりますので、いま言われた優良な企業で価格以外点があれば受注できる可能性は逆に広まったんじゃないかなというように考えます。

○碓井会長

西村委員。

○西村委員

失格基準価格が下がったことによって、失格とならなくなったということは、確かにそうですね。それに加えて価格点を下げる必要はどこにありますか。これで調査されて駄目だとわかればどうせ失格ですから、不十分だということになれば、駄目ってことですよ。この調査をされて、ネガティブな結果が出れば駄目ということですよ。で、その上で価格点をさらに下げる必要がありますかね。

○碓井会長

はい、どうぞ。

○事務局

今までで、私ども考えておりますのは平均価格といいますか、異常値を排除して平均価格で失格基準価格を算定しております。ですから、その市場価格で最も適正な価格になるかなというように私ども考えております。ですから、それ以下での受注ということになれば、当然ダンピングの恐れといいますか、適正な履行がされない恐れがあるのではないかなということで、価格点のほうをマイナスにしていくという考えです。

○西村委員

失格基準価格以下であれば、もちろんダンピングだという制度ですがけれども、失格基準以上で、調査範囲なので危ない企業もいるかもしれないということで調査します。調査した結果大丈夫でした、だけど、価格点も下げますと、そういうことですか。だからわざわざ入札で大丈夫な企業だけれども、入札でペナルティを課す、そういうことですかね。

○事務局

落札候補者になるには、価格点、これも下がった時点の価格点で計算をします。



○西村委員

わかります。でも、そこに論理的な障害があるのではないですか、ということです。

○事務局

今ここにも書いてありますが、落札方法ですね。今現在の落札方法は左の形で来ているというような形ですので、今西村委員が言われているように、この今の幅の中に入った人達も価格点をそのままアップしていってしまうと、失格基準価格をそのまま下げたような形になりますので、当然、落札率も下がる。皆さんダンピング対策、ダンピングのほうに走ってしまうのではないかなというように考えております。

○西村委員

価格点を上げる必要はないと思うのですが、だから平らなところがあってもいいと思うのですが、なぜそこで下げる必要がありますか。不十分な企業はもう調査して失格になるので、駄目な企業はそこで排除されるということで十分かなと思うのですが。

○碓井会長

はい、どうぞ。

○事務局

今委員からご指摘のように、9ページの右の図で価格点を若干評価の仕方を入札額により今回我々示したように下げるといふ方法と、あとフラットに行くといふ方法で、あともう一つはそのまま上げていくといふ方法があります。価格優先主義であれば上げていけばいいということになりますが、実際として7ページのほうをご覧いただきたいと思いますが、今回、調査基準価格と失格基準価格を分離するにあたって、我々いろいろ考えた中で、今の落札方法にあまり影響を与えないような方法は何ぞやといふところで考えました。その結果まず、9ページのそのまま上げていくということになれば、今ほとんど92.5%付近に集中して落札額がぐっと下がっていく可能性があります。フラットでいった場合どうなるかといふところが一番悩んだんですけど、フラットでいくと低入札調査がそれほど受注者にとって、ハードルが高くなければむしろ安全に満点の価格点を満点に取れるように、90から92.5の間に入ってきてしまうだろうと、そうすると落札動向に影響が出るということを考えまして、今まで極端に話しますと、調査基準価格より下を真直ぐに落ちていたものを少し起こしてあげるという形で、まずは導入すべきではないかといふことで、あくまでも今の落札に影響を最小限にするという方向で考えたのがこの価格点の今回の提案している内容です。

○碓井会長

他の委員の皆さんも含めて、さらにご質問等ありましたらどうでしょう。  
湯本委員。

○湯本委員

9月29日付で総務省と国交省から通知があるということの説明があったのですが、いずれにしても先ほどご説明いただいたとおり、適切な幅というところがこれまでも説明のとおりあって、最終的には他県の動向だとか一番は国交省の考え方になると思うのですが、そちらへの協議等は特に必要ないということでしょうか。

○事務局

文書受けまして、事前に協議いたしまして、このような方向での考え方で大丈夫だということで確認は取れております。

○碓井会長

西村委員からご質問がされたわけですが、価格点を補正するという点の説明について、十分な表現がここに出ているかどうかという点はあるかもしれません。第3段落のところを書いてあるということでしょうか。「価格による失格と調査については、発注者の調査能力に応じて負担軽減にも配慮しつつ適切な幅を設けること」それを受けたと。はい、どうぞ。柳澤さん。

○柳澤委員

こういうふうに説明してもらえれば。今のところですが、資料3の現状と課題の一番最初に「総合評価落札方式とは、価格のみで落札者を決定せず、価格以外の要素も加えて総合的に評価し、最も優れたものを落札者とする制度」だとあります。この場合について、調査基準価格を過ぎた場合については、恐らくこの価格点を下げることをもって、初めて適正な評価、最も優れた評価できることになるのだ、といふうにお考えだと思うのです。ただ、そのためには、そこは下げることがどうして最も優れたものを評価する、落札することになるのかという点を説明いただければいいのだろうと思うのです。私も非常にそのところ、価格だけで見ちゃうとその価格だけで決まってしまうから、価格以外のところ少し下げることによって初めて評価可能なのかなとかいろいろ考えているのですが、そこを説明受ければきっとわかると思います。

○碓井会長

事務局お願いします。

○事務局

そうですね。今ご指摘のとおり、価格以外のものも評価して総合評価落札方式というものを実施しております。今私どもの室長のほうから話ありましたとおり、いろんなタイプの価格点の考え方を示させていただいたんですけれども、価格点がちょっと上がってくると今の制度と何ら変わらないということで、一番悩んだのは価格のフラットなところですが、フラットにしますと先ほど言ったとおり、価格点が同一のもの、満点のところ幅広くでてきてしまうという中で、じゃあどこらへんにいけばいいのかというところでは、各企業にとっては、価格が安いほうに走りがちになってしまうんじゃないかなという

ふうにご考慮をしております、その入札動向に大きな変化を与えないということで、今回山丘型とさせていただいて今の失格基準、まさにそこに集まるような落札率といいますか、近づけていきたいなということを考えております。

○碓井会長

恐らく問題は、西村委員の先ほどのご質問に関係するのですが、低入札価格調査をするのであれば、その段階でひどいダンピングはチェックできるはずであると。何も補正までする必要はない、西村委員そんな主旨ですかね。ですから、それに答えられるかですね。

○事務局

国のほうの文書にもありまして、発注者の調査能力等としてということで、負担軽減にも配慮しつつ、私ども年間、今 1800 件ですかね、その内の総合評価も 3 割近い数で行っているわけですが、今回、そこすべてが調査されてしまうと、調査にかなりの日数を要してしまうのではないかと、そういうことも想定されます。そうなってくると受注者側にとってもメリットがないというようなことになりますので、今回発注者側、受注者側のメリットを考えますと、この案が私ども最適ではないかなということでご提案させていただいております。

○碓井会長

他にご意見、渡辺委員。

○渡辺委員

私も西村委員と同じ疑問を持ったのですが、総務省と国交省から「幅を設けなさい」という指導で改正が行われたわけですが、この価格点を調査基準価格まで下げるということは実質的には現行と事実上同じような体制をとりたいと、そういうことで価格点を下げよう、そんなシステムにしたのではないかなと見えます。形的には「幅を設けましたよ」と。調査基準価格と失格基準価格を設けましたとなっていますけど、実質は同じなのではないですか。現行と。

○事務局

私ども先ほどからご説明しているとおり、今の入札動向に大きな影響を与えないような形でやっておりますので、基本的には今言ったようにちょっと起こすような形ですので、前回と同様な制度かなと考えております。

○渡辺委員

ですから、従来と同じような形に持っていきたいという意味でしょう。ですから、形的に国の指導に合わせたけど、実質は従来どおりという体制を作ったと見たほうがすっきりするのですけど。

○事務局

価格点を、価格が小さくなるほど低く、評価するというやり方については、現実の動向に影響を与えないという、それを考慮しておりますが、ただ、今回のこの形になりますと、調査基準価格のすぐ下、今まで例えば1円でも安い入札に対しては即失格としていたわけですが、それも今度は総合評価の対象として残っていくような形になります。ですので、失格基準価格のところまで行ってしまえば、なかなかこの価格点だと、逆転はできないんですが、調査基準価格の近傍であれば、価格以外の点で他社を上回っている場合は落札者となり得ますので、必ずしもご指摘のようにバサッと切って、今の形の焼き直しではなくて、総合評価の本来の主旨であります、総合的に優れた者との契約という観点からすると、この今度の制度でも十分、目的は達成されるのではないかというふうに思います。

○碓井会長

渡辺委員さん。

○渡辺委員

それはわかりますけど、総合評価ですから価格点がフラットであっても、そのへんも反映されるのではないかなと思うのですが、下げる必要はやはり私もないと思うのです。

○碓井会長

吉野委員。

○吉野委員

端的にお聞きしますけど、失格基準価格というのは、いわゆる低入札価格調査制度に則っているけれども、実質は最低制限価格ですよ。それがちょっと気になるなと思っておりまして、今回の国交省と総務省の通達の中で、総合評価方式において、いわゆる価格による失格基準というのを設けているのが見受けられるが適切に実施せよと言っているということは、いわゆる低入札価格調査制度の中でも価格を基準とした失格基準価格を認めたということですよ、暗に言う。ですから、おっしゃっているように総合評価方式とはいえ、失格基準価格を使っているということは、価格によって失格させるということでしょう。他の要素は考えていないのではないのでしょうか。

○事務局

今ご指摘あります失格というのは、やっぱり失格基準を下回った場合に失格とさせていただきます。今、価格点を下げる必要がないのではないかなというご指摘ですがけれども、基本的な考え方といたしましては、市場価格を反映した失格基準価格を用いていると私は思っております。例えば、各社の平均を失格基準ラインとしているわけですので、それが今度その金額を下回る部分は適正な市場価格を反映していないんじゃないかなということまで下げさせていただいている部分もございまして、そのところはやっぱり下げさせていただいたほうがより市場価格を反映できるんじゃないかなというように考えております。

○吉野委員

誤解を生じるのではないかと、今言っているわけですが、低入札価格調査制度のもとにおける失格基準価格は価格のみで考えているなど、それしかないのではないですか。これは会計検査院で確かに最低制限価格的な問題から、いわゆる低入札価格調査制度による基準価格と失格基準価格を違うようにしなさいとおっしゃっている、そういう主旨だと思います。端的に言ってです。

○碓井会長

藏谷委員。

○藏谷委員

今回のこの改正の見直しは国からの通達で、調査基準価格と失格基準価格に幅を持たせなさいということが一番の目的であるので、それによって現状の落札価格が相当上に行ったり、下に行ったりすると違う方面まで影響が及んでしまうから、現状の落札率をできるだけ維持するためには、この方法がいいということでご提案をいただいたのだらうと思います。各委員のおっしゃっている価格点の上がる下がるという話は、いろんなデータを基に違った視野でまたご議論されたほうが僕はいいのではないかなと思います。私は失格基準価格の率を92.5%にあげてもらったのだけど、そうなるデータありますかとかいろんな話が出てくると思うので、今回は現状維持で国の通達に則ってこういう方法であれば現状が一番近づくと、この方法でクリアするという考え方でいかがでしょうかと思います。

○碓井会長

他の皆様いかがでしょう。

これはちょっと私が良く読めていないのかもしれませんが、依然として失格基準価格というのは使うのですか。

○事務局

使います。失格ライン作ります。

○碓井会長

そうすると何となく大丈夫なのかなという気がします。はい、どうぞ。

○吉野委員

碓井先生はそうおっしゃるのですが、いわゆる調査基準価格と失格基準価格は違うようにしなさいというのが今回の主旨ですから、私は、失格基準価格について、価格が低いのであれば、その価格で失格させるという意味で使っているという意味では、この制度自体そんなにおかしくはないと思います。

○碓井会長

しかし、低入札価格調査制度というのは「本当に大丈夫なのか」という調査なのでしょ

う。

○吉野委員

そうです。もちろんです。

○碓井会長

それがあってもかかわらず、こういう失格というのを使う、数字で決めてしまう。

○吉野委員

本来的にはずっと調べてやらなきゃいけないのがその制度の主旨です。ただ、どうも見ていると価格だけを基準として失格基準価格を設けている。これは最低制限価格と本来は一緒でなければいけないと私は思っていましたけれども。低入札価格調査の中で泳いでいるのです。実質としては。

○碓井会長

はい、どうぞ。

○事務局

低入札価格調査制度を所管しておりますので、私のほうから1点ご説明させていただきます。7ページをご覧ください。7ページの参考の1のところに予定価格が24億7000万円以上の、WTOの範囲に入札動向の丸印が付いていますが、ここでの状況をご説明しますと、この低入札価格調査の範囲の一番下のところに丸が3点重なっています。実質的にここでも75%というのが、いわゆる実質的な失格ラインになっていまして、それより上に入れてきて、低入札価格調査の対象になりましたが、調査した結果はどれも適正な履行可能という結果が出ております。長野県がこの制度の運用を十数年前からやってきた経験の中では、この低入札調査で失格にできた件数というのは、私が記憶している範囲では1件だけ、それは内訳書を詳細にチェックした結果、最低賃金を下回るような価格が見受けられたものをアウトにしたという記憶があります。その1件だけでして、調査によって失格にするということはなかなか難しい状況であり、これは実際やってみてそういうふうに感じます。会計検査院の通知のところをもう1回見ていただきますと、12ページの1の「なお」書き以降ですが、「発注者の調査能力等に応じて、負担軽減にも配慮しつつ」という表現が入っていますが、それは受注者、発注者ともですけれども、調査には膨大な事務手続きが必要であって、またそれをやっても実態として、ダンピング防止の効果がないということを、長野県ではこれまでやってきた経験上の結果として持っておりますので、そういうものを抜きで失格基準価格というものを設けて、事務効率を上げているというのが現在の実態かなというふうに思います。

○碓井会長

今の課長さんのご説明は、次のオの「建設工事におけるWTO案件等の技術提案点の見直しについて」の項目と連動する問題のご指摘かと思いますが、これはもう少し徹底的に

議論しなければという気がしないでもない。要するに低入札価格調査というのは、実効的に実施できるかどうかという問題の提起で、ダンピングとは何ぞやという定義とも多分関係してくる問題なのかもしれません。西村委員。

#### ○西村委員

私2点だけ確認というか、先ほど1点目は市場の実勢を反映しているので、というご説明ありましたけども、それはちょっと違うなという感覚でおります。というのは、現状の入札動向というのは、当然この現行の失格基準価格であるところ、それがもう調査基準価格と今一致しているわけですけども、それに誘導されて入札動向が決まるわけなので、それが適正な価格動向であるかどうか、市場動向であるかもしれませんが、市場動向であるかどうかというのは全く判断できないと思います。それは人工的にこの現状の調査基準価格によって誘導されているわけであって、それと変わらないようにしたいというご意向はそのとおりだと思いますけども、それが適正な市場価格を反映しているからという理由はふさわしくないというふうに思いました。

第2点目はさっき碓井先生がおっしゃった点ですけども、実質的に調査ができないのであれば、このような点線の形で価格点が決定されるとかされないではなく、幅をもう少し狭くするとか、そっち側のもうちょっと直球型の制度のほうがいいのではないかなど。2.5%下げるといのは調査の実質的な受注側の度量からして、危ないというお考えであれば、この2.5%の幅をもう少し狭くしたらどうでしょうか。あまり妙な変化球使われないうほうがいいのではないのでしょうか。

#### ○事務局

ちょっとご指摘あったんですけども、市場の実際とは違うということですけども、実際施工できる価格ではなく、受注できる金額で応札されているというような傾向も確かに見受けられます。そんなことも踏まえまして、これで幅を設けなければいけないという立場でございます。それでわずかな幅であれ、今の失格基準を下げることに全く一緒になってしまうので、それを私どもやりたくないということで、こういう価格点を下げるというご提案をさせていただいているところでございます。

#### ○碓井会長

そうすると、予定していた進め方と違うのですが、資料16ページの資料5について事務局からご説明をいただいて、全体像を把握してから議論したほうが、いいかもしれない。資料5についてのご説明をいただいてからのほうが議論しやすいと思います。

オ 建設工事におけるWTO案件等の技術提案点の見直しについて

#### ○事務局

それでは資料5の「建設工事におけるWTO案件等の技術提案点の見直しについて」ご説明させていただきます。長野県ではWTO案件のダンピング対策といたしまして、落札候補者の入札額が予定価格の85%を下回った場合に低入札価格調査、75%下回った場合に

特別重点調査というものを実施しております。近年、建設部で発注しておりますトンネル工事は特別重点調査 75%わずかに上回る感じでの落札となっています。これ表でお示したとおりでございます。しかしながら現在の、全国のWTO案件の落札率の平均は過去3年の平均で 89.3%になっておりまして、本県でのダンピング対策の強化は必要となっております。

見直しの内容ですけれども、内容 4つあげております。1点目といたしまして、WTO案件は総合評価落札方式を原則とします。2点目として、調査基準価格はWTO未満との整合、中央公契連モデルも踏まえ、予定価格 90%相当額とします。3点目として、調査基準価格未満での入札者に対しては、入札額に応じて技術提案点を補正していくということにします。補正率に対しましては図に示しているとおりで、予定価格の 90%相当額以上での入札では補正をかけずに、補正率 1.0 としますが、90%下回った場合は一定率で減じまして、予定額の 75%相当額、いわゆる特別重点調査の入札での補正率は 0.5 としております。4点目は、WTO未満の技術提案型の総合評価落札方式にも準用してまいります。この4点でございます。実施時期は平成 30 年 4 月の公告案件から適用してまいります。説明については以上でございます。

○碓井会長

というわけで、これらすべてが整合性を持っているかどうかということがひとつ、つまりWTO案件については、技術提案点について入札額に応じて補正を行う、こういう提案をいただいているということになりまして、大分先ほどとは考え方が違っているということです。申し訳ありませんが議題の先取りになりますが、これについてのご質問を受け、休憩を入れたいと思います。これについてのご質問をいただいておりますがいかがでしょうか。

吉野委員。

○吉野委員

補正率についてお聞きしたいのですけれども、下の表との関係があるので、入札額に応じて補正するという事は、技術提案点もパーセンテージが上がるごとに、これは上げていくということですか。技術提案点そのものについて。

○事務局

下がってまいります。

○吉野委員

下がってしまうということですね。逆かなとは思ったのですが、補正率の上限は 1.0 だから、そういう意味ですか。

○事務局

技術提案を受けまして、1 をかけていくと。



○吉野委員

そうすると0.5というのは半分になる、そういう意味ですか。

○事務局

はい。

○碓井会長

他にいかがでしょうか。

西村委員。

○西村委員

質問ですけれども、ダンピング対策の強化が必要になっているという理由に挙げられている、全国WTO案件の落札率が過去平均で89.3%となっておりますけれども、東北の震災後のああいう劇的な状況の変化によって、土木工事関係の需要が非常に高まっているために全般的に需給が逼迫して、価格上がる傾向にあります。それはああいう大災害が起きてしまったがためのトレンドとしては非常に変動的な部分になると思うのですけれども、そこを参照とするという理由付けは特にあるのでしょうか。

○事務局

特にそういうものを意識したわけではなくて、全国的に単価、平均が上がっておりますので、東北とかに限った話ではなく、全国的な平均でやっていますので90%近い数字になっているという形でございます。

○西村委員

ですので、特異な状況の変動をも含んでいる数値という認識でいいですか。特異な状況の変動をも含んでいることには違いない気がします。

○事務局

特異部分と申しますか、近年の傾向といたしましては、90%前後、全国平均みますと90%前後でいっているという形ですけれども。

○碓井会長

これはどうして長野県はこういうように低くなるという認識ですかね。

○事務局

先ほど申しましたとおり、低入札価格調査は85%、やっちはいるんですけれども、その調査ではなく特別重点、それよりもなおかつ詳細な資料を求めている調査、そこを避けての75%だと私どもは理解しております。

○碓井会長  
他の県は。

○事務局

調査は公契連モデルを使っている県が多くございまして、それとあと国のほうの制度と  
いいますか、施工体制確認型というものを設けております。それは調査基準価格を下回っ  
たら、そこへは加点はしないというような制度でございまして、必然的にそれ以下にな  
ってしまうともう受注はできないというような状況になるもので、公契連モデルの調査基  
準の程度で収まるというような状況があると思っております。

○碓井会長

そうしますと、先ほどの議論と関係しますが、85%を下回った場合の低入札価格調査と  
いうのは、入札者にとってはほとんど恐れるに足りないと読んでいるということになるの  
ですか。だから、意味のあるのは特別重点調査の可能性のある75%未満、だからその上の  
価格にしておけば大丈夫だろうとこういう読みが入札者にあるということですか。

もうすぐ休憩に入らせていただきますが、飛ばしてしまいました資料4につきましても  
ご質問等ありましたら、お願いいたします。蔵谷委員。

○蔵谷委員

資料4、今回契約後確認調査を廃止ということで、これも数年前から私ども協会で見  
交換会を通じて熱望をしてきた一つです。契約後確認するのだったら契約前に確認しな  
きゃおかしいのではないかとずっと思っていました。その廃止に伴って、今度の調査の書類  
を通知の翌日から2日以内に14ページにある諸々の書類を提出しなさいとされたこと  
で、2日以内には提出できないだろうというふうに思っていますが、そのような想像でお作り  
になりましたよね。

○碓井会長  
事務局。

○事務局

かなりの負担を強いていることは事実かなと思っております。ただ不可能ではないかな  
というふうにも考えております。

○蔵谷委員

現在、契約後確認調査、例えば28年度の工事では何パーセントくらいありましたか。

○事務局

28年度は6.7%ですね。

○藏谷委員

契約後確認調査を6.7%して、先ほどの事務局の話になりますが、全部オッケーですか。全部条件を飲んで、例えば技術者の増員等々もしますよということで契約されましたか。それとも辞退された方もいますか。

○事務局

すいません、先ほど28年、29年度やっておりまして、確かそんなには変わっていない6.数パーセントございます。それで辞退せずにほぼ全社がそのまま受注されているというような状況です。辞退は今のところない。聞いておりません。

○藏谷委員

そうするとこのペナルティはこういったものに関しての効果があまりなかった。みんな頑張っているわけだ。

○事務局

そうですね。今回ちょっと増員はしたのですが、あまりその効果はなかったというような形です。

○藏谷委員

今回2日間というのは、かなりそういう点では不可能ではないけど、不可能に近い。私は不可能だと思っているのだけど、そんなのは2日じゃできませんと。不可能でないのであれば、なんか中途半端なので不可能にしたらどうですか。翌日までに出せとか。なんか中途半端だよ。頭のいい会社がいまして、テクニク使いますので、これ専門の企業出てくれば駄目です。そうすると中途半端じゃなくて、一番最初からバシッとやったほうが。なんか目的としていいのではないですか。できるものならやってみろということで。言葉悪いのですが。

○碓井会長

藏谷委員に質問ですが、私事前に午前中にご説明受けたのですが、その時はむしろ建設業者さんのほうが早くしろという要望があるということでしたが、そんなことはないのですか。

○藏谷委員

早くしろというのは、この2日ではないでしょう。この2日じゃなくて違う2日のことでしょう。

○碓井会長

違う2日のことですか。ここはやっぱり無理だと。

○藏谷委員

ここはやっぱり無理ですよというふうに思った。国交省は辞退ですよ。基本的にあの書類は無理ですから。ということで、応札結果で辞退と呼んでいるものは、皆さん低入札調査基準価格で、一旦入札をしてそれだけの書類等々をあまり1日から2日を出すのは無理なので、辞退ということになる。なので、それと同じような形もいかがでしょうか。県はこういった体制、システムをお取りになる時に国交省に追従をしてと良くおっしゃるので、そういうところも追従をされたらどうですか。そのほうが三角ではなくて丸かバツかにしたらいいのではないかな。あきらめるほうもあきらめられるし、と思いますけどね。

○碓井会長

失礼しました。うっかりしました。早くというのは、疑義申立てのほうですね。そちらは早くということでした。こっちも似ている機能というところで、書類を作らなきゃならないというのは大変なのですね。

○藏谷委員

早く、落札かそうでもないか結果が知りたい、次のステップに行かなくちゃいけないので、1日も2日もなかなか開けると大変な事態になるのが、建設会社の実情です。早く実動したいという願いが、そういうふうに表示されているのかなと思います。どうでしょうか。ご意見をいただきたいと思います。

○碓井会長

それではひととおりの質問を伺いましたので、ここで10分間ほど休憩していただいて、その間に少し頭の整理もしていただいて、それぞれ項目についてご審議をお願いします。

(休憩)

○碓井会長

それでは再開させていただきます。

まず先ほどの議論を続けなければならないと思いますが、資料3・資料4・資料5これらを横並びに眺めて理解を深めた上で、それぞれの項目について結論を得られるものは結論を得たいと思います。

それで私から質問させていただきたいことがあります。11ページの総務省自治行政局行政課長と国土交通省土地・建設業課長からのこの通知がございますが、その中に出てきている国土交通省直轄工事の施工体制確認型総合評価落札方式はどういうものでしょうか。

○事務局

施工体制確認型についてのご質問ですけれども、施工体制確認型との低入札価格調査の対象者に対してヒアリングをしまして、ちょっと繰り返させていただきますけれども、低入札価格調査以上であれば、基礎点というのはもらえます。施工体制、入札価格が90%以上であれば加点が30点もらえるような形ですね。その価格、調査基準を下回るとヒアリン

グを行いまして、その体制を確保できるのかということ、確保できなければ0点、確保できるなら10点というような形で、そこでちょっと差ができます。それを総合評価の点数として計算しておりますので、それを下回るとかなり受注というのは厳しくなるような制度でございます。

○確井会長

それは例えば長野県が同じようなものをやるとしたら、非常に障害がある、あるいは状況が全然違うのですか。

○事務局

国と県がその考え方が違っておりました、県のほうは加算方式ということで、100点満点で計算はします。国は除算方式といたしまして、そのような点数を分子にいたしましていろいろ加点していくわけなんですけれども、分母は入札額、各々の入札額になって除算方式ということでやっております。一概には県のほうで取り入り入れるわけにはいかないというような状況でございます。

○確井会長

そうすると、やっぱりここにもあるとおりダンピング対策というのが、一番頭にあるわけですね。ダンピング対策として今ご提案いただいているのが、現在の時点でベストなものなのかどうかという問題。あるいはそれで果たして解決するのかと、こういう問題のような気がします。対応としては確かに国からの指摘を受けているという、それがきっかけになっていることはそのとおりかもしれません。そのへんについてのご意見等を含めて出していただければと思います。大体出尽したでしょうか。

○吉野委員

確認ですが、総務省と国交省の通達ですけれども、いわゆる調査基準価格とそれから失格基準価格と同じ制度の中で使っているよと言っているのでしょうか。

○事務局

12ページの「記」の1番にあります同一に書かれておりますので、当然ながら調査基準価格と失格基準価格は併用できます。

○吉野委員

いわゆる長野県でおやりになっているような、調査基準価格があって、その中で失格基準価格もあるというのはこの中で認められると考えてよろしいのでしょうか、という確認です。

○事務局

よいと思われま。

○吉野委員

いろいろご意見ございますけれども、やはり先ほどの通達との関係、あるいはまた長野県のこれまでの運用の状況を勘案しまして、この資料3の関係については、私はやむを得ないのではないかなと思っております。

それから、資料5でしたか、WTOの関係で私まだ納得がいかないのですけれども、いわゆる入札価格との関係で、技術提案点を下げるとおっしゃったのだけど、下げると価格が重視されるわけです、技術提案点が下がると。そういう意味では、これはなぜこうやるのかというのをちょっとお聞きしたい。

○事務局

価格点は従来どおりとします。ただ価格点を下げるとその分技術提案点が下がってしまいますので、一概に価格点が強くなるというのは言い切れないと。

○吉野委員

どうしてですか。なぜこういうふうにされたのでしょうか。

○事務局

今現在の制度ですと価格点はやっぱり圧倒的に強くなってしまいうということ、これで75%いかないと受注できないというような考えもあるかと思っておりますので、それを少しでも是正するために価格点、価格を下げたて応札するそれだけ一斉下げますよという雰囲気をかけていきたいと。

○吉野委員

ですから、ダンピング対策としては、いわゆる技術提案点を下げて価格を重視するほうが役に立つというふうにお考えになったということですか。

○事務局

この関係を検討するにあたっていろんなシミュレーションさせていただいています。まず、現行で申し上げますと、一番価格安い方の技術提案点、満点中7割くらいの技術提案がされると、少し高い価格で入れた方というのは、もっとかなり高い技術提案しない限り、落札になりません。あるいは、例えば75%で入れた方の技術提案が半分になる。100点満点でいえば50点くらいの提案された場合でも、例えば90%で入れた方というのはほとんど80点から90点くらい取らないと取れない。かなり価格が重視される今の制度になっておまして、総合評価をやっている意味がないんじゃないかというところがあります。ダンピング対策ということ、恐らくこれは弱いダンピング対策ということ、どちらかという総合評価、本来の主旨に戻って技術提案等価格をある程度対等に評価できるようにもっていこうというのが今回の案になります。総務省、国交省の通達にありますような総合評価の2番目の方向ですね、施工体制型という方向もあるかとは思いますが、それはある意味、調査基準価格の90%を境にオールオアナッシングみたいな形になってしまうので、WTOについてそこまで導入するのは我が県としては、時期尚

早じゃないかということから、まず技術提案の信頼度を下げさせていただくと、安い金額のものについては。そういう発想から今回の提案に至っているものです。

○碓井会長

低い価格で入れたものは技術提案がそれだけ信頼できない、こういう一般的な考え方であると、こういうことですか。

さあ、それではそろそろまとめていきますかね。まだ質問等、奥原委員大丈夫ですか。指名して恐縮ですが、なかなか私もわからなくて。大窪委員いかがですか。

○大窪委員

すみません、議論を蒸し返すようなのですが、15ページの受注希望型競争の入札事務手続きの改正案についてですが、先ほど議論にありました提出書類の時間的な短縮を改定に盛り込んでいるのは、ふるい落とししていくとか、そういう何となくネガティブな発想というところから来ているのか。そうではなくてもっと速やかに契約を、手続きを進めるといところで改定するのか教えていただければと思います。

○事務局

15ページのフローでございます。改正のほうの低入札価格調査で資料の提出が2日間という形にさせていただいている、根拠でございますが、これはあくまでもその者と契約をしてもよいかどうかという審査の一環でございますので、右側にあります入札資格審査書類提出と期間、同じにさせていただいたというものでございます。2日ならば難しいだろうとかそういうことは特に考えませんで、あくまでも資格審査の一環としてやる関係上、今まである2日間に合わせたという、そういうことでございます。

○大窪委員

わかりました。先ほどご返答が何もなかったもので、どういうことだろうと思って伺いまして、ご質問申し上げました。もう1点。

○碓井会長

ちょっと待ってください。藏谷委員、先ほどの事務局のご発言ですが、本当に大丈夫ですか。

○藏谷委員

大丈夫じゃないけど、右側に翌日から2日以内と書いてあって、今事務局からその説明受けると、つじつまあっているなと思っただけで、あとは先ほど申し上げたとおりです。本音は。

○碓井会長

委員の皆さん本当に大丈夫ですか。合理的だと。大丈夫ですか。書類の提出。これ当然のことながら、業務日で2日と考えていいのですか。業務日というのは一般的な業務日と

考えていいですか。

○事務局

そうですね。開庁日ということで2日間。私どものほうの開庁日。

○碓井会長

県のほうですか。我が社は何とか記念日で休業だというのはカウントしてくれないということですね。

○事務局

それは申し訳ないけどカウントできません。

○碓井会長

なるほど。起算日は翌日からということですが、例えば今日、2月13日だとすると明日が14日ですら15日締め業務時間内、こういうことですか。

○事務局

そう考えてございます。

○碓井会長

はい。  
どうぞ。

○大窪委員

もう1点、16ページの資料5についてですが、これも技術提案点について補正をかけるということで、この式の改正ということですが、この補正率がどれくらい効いてくるのかというような実例がないと、どういう点数の幅があって、どれくらいの率が影響するのかというようなデータがないと、なかなかこれでよいのかどうかというところまではっきり言って判断がつかないのですけれども、もう少し丁寧にご説明いただけないでしょうか。

○碓井会長

下の図を説明していただくということになるのでしょうか。

○大窪委員

下の図は、こういう形でやりますという図なのでわかるのですけれども、総合評価点に対してどれくらい効いてくる値になるのかという具体例がないと、ちょっと良いのかどうかという評価がなかなかつかないのです。



○事務局

会長、お許しいただければ、シミュレーションした一部の資料がございますので、今から配布させていただきます。

○碓井会長

助かります。

では、この1枚紙の資料を基にご説明をお願いします。

○事務局

それではご説明いたします。今お配りした資料の上側にあるのが先ほど来、ご説明している補正率のグラフでございまして、単純に申し上げますと、低入札調査基準価格90%のところ、以上の方の技術提案は100%信用しますと、特別重点のライン75%の方の技術提案は申し訳ありませんが半分しか信用いたしませんと、そういう形でいきますと、60%未満の入札の方の技術提案は全くゼロで評価させていただきます。そういう形になります。下に行きまして、総合評価というのは何で構成されているかといいますと、一番下の部分が価格点というところになります。これは75%の方が最低価格で入れているという前提で作っております、75%で入れた方は価格点の最大配点、この例でいきますと63点になります。逆に100%の方はそれに対して47点くらいですかね、という評価になります。簡易点というのがその中間にございますが、これはその会社の実績ですとか、技術者の資格ですとか、すでに有している能力の部分を評価するものでございます。このシミュレーション上はすべて同じ簡易点をとらえているという形でシミュレーションしております。その上に乗るのが技術提案点でございまして、現行でいいますとその一番上の補正前という点点点(……)といっているラインになります、当然ながら技術提案満点で出されてくれば75%で入れた方は100点満点を得るという形になります。逆に100%の札を入れた方は、技術提案をどんなに頑張っても85点という形になると、これが現行の制度でございまして。これに対して今回補正率を用いますと、塗りつぶしている範囲に技術提案点というのが満点ラインになります。全員が技術提案を満点取っている場合は、75%の札を入れた方はどんなに頑張っても90%の方には勝てない、そういう形になってまいります。ところが技術提案につきましては、満点というのは基本的にはほとんどあり得ませんで、いろんな点数を取られる形になります。例えば90%で入れた方が得点率0.70という点線が、3つの点線の中央にあります、70%の得点を取っている、この例でいうと技術提案は30点満点でございまして21点を取った場合と75%で入れた方が同じく21点、70%相当を取った場合というのが、実は総合評価点が同じになるということになります。逆に双方が80%以上を取るといえるか、70%以上取った場合は実は90%の方が勝ちやすくなる。逆に70%を下回るレベルでの競争になった場合は、価格が有利な75%価格の安い方のほうが取りやすくなるという形になっております。

なかなかいろんなケースがございまして、技術提案点は応札される方によってもばらつきがございまして、ここでは一律でやっています。簡易点も実際には1点とか、変わる場合もございまして、まったくこのとおりになるとは限りませんが、イメージとして申し上げるとこういう形となっております。

○碓井会長

だいぶわかってきましたか。

○大窪委員

少しわかってきました。完全にというシミュレーションがなかなかできないのですが、だから補正率というのはこの比率でいいのかなというのがまだ疑問になっております。以上です。

○碓井会長

他に委員の皆さんは。渡辺委員。

○渡辺委員

ちょっと先ほどの話に戻りますけど、先ほどの改正の事務フローありますよね。2日は無理だとか、無理じゃないとか議論ありました。私は何日が妥当かは全くわかりませんが、公の制度作るという場合において、やはり無理のないフローにしていきたいと思えます。そうしないと事実上、無理な制度ですと、やはり批判ですとか苦情とか、そういうことになってくるのではないかなと思います。

それから今の技術提案点の補正のことですけど、これは技術提案点が補正されるということは、根本的には価格が多少大きい少ないによって、技術提案力と因果関係があるということをも前提として補正されるのかということを確認したいと思えます。

○碓井会長

はい、どうぞ。

○事務局

まず1点目のお尋ねでございますが、15ページのフローで低入札調査の期間、2日間応札していただいている件でございますが、基本的に建前だといわれてしまうかもしれませんが、公共の工事に入札される上では、その額の根拠は当然お持ちになっているだろうというのは、我々の立場でございまして14ページにお示したような内訳無くして、その額では入ってこないんだというふうに考えておりますので、今の2日間で不可能ではないというふうに考えております。

2点目でございますが、技術提案力と価格を抑えるという、その会社の能力、その因果関係というのは何とも言えないところでございます。過去の例を見ますと価格が比較的廉価な価格で入れている会社が技術提案も高い評価を受けている例もございまして、ご指摘のように、もしかするとそういうコスト削減能力があるイコール技術力があるという形かもしれません。ただ、私どもとしては低価格で仕事を請負うということになると、そこでお約束いただいた技術提案というものはやっぱり信用度が少なく評価するのが妥当だと考えてございまして、それが今回ご提案している話になっているものでございます。

○渡辺委員

ある程度価格と技術提案力と関係あれば、納得できる制度になると思います。まったくなければ本当に計算上のつじつま合わせかなというふうに思ったのでお聞きしました。もしあまり関係がないようでしたら、むしろこの価格点を、先ほど議論になった63点ですか、マックス。それから例えばだんだん下がっていく80%、75%になってくれば価格点下がりましたよね。そんなふうには価格点のほうで調整するとかそういったことは考えられないのかなと思っているわけです。

○事務局

ちょっと説明不足のところあったんですけども、今回のこれはWTO案件に限ってご提案させていただいた件でございます。WTO案件につきましては、最低制価格は設けられないということで、価格優先には設けられないというような理解で、私どもこの技術提案点でマイナス補正していくと。

○渡辺委員

ということは、今の説明は単純に価格が下がれば価格点は上がるということで上がり続けて、それじゃないと駄目だということですね。WTO。

○碓井会長

はい、どうぞ。

○事務局

すみません、WTO政府調達関係につきましては価格に対して恣意的な評価ができないということになっておりますので、基本的には価格が小さいほど評価は高くしなきゃいけないと。そこは触れないところというふうにしてございます。

○渡辺委員

了解いたしました。

○碓井会長

西村委員どうぞ。

○西村委員

このWTOの技術提案点の補正に関してですけれども、発想に2つ普通あると思ひまして、このご提案はそのうちの一つが前提になっていると思ひます。2つある発想というのは事前と事後の発想でして、ご提案はたぶん事後の発想で、今までの実績を見て技術点のほうを補正すると以前のような価格が非常に低い所をそのとおりにしなくても済むという、割とテクニカルなご提案だというふうには理解していますけれども、事前の影響というのはどれくらいあるのでしょうか。というのは、技術提案点がいい、先ほどのご説明にも若干ありましたけれども、つまり、いい技術を開発して、結果的に低いコストでできるようになるよ

うな技術発想というのは技術者たちが日夜、命をかけて頑張っているところでどんな企業でもそうだと思います。それを評価しないと、そういう逆のメッセージになりかねないと思うのです。そうすると今後その手の技術提案はしなくてよろしい、邪魔だとそういう感じにならないでしょうか。そういう今後の技術提案に関するインセンティブを削ぐ、削いで結果的に県民のためにならないというようなことにはつながらないだろうかという、つまりどこを補正するのかというのはテクニカルに最終的な落札状況を補正するというだけでなく、どの要素で補正するのかというのはそういう長期的なモチベーションの問題にかかわるのかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○碓井会長  
事務局。

○事務局

すみません。私どもの説明が言葉足らずだったかもしれません。まず、価格以外点のうちの技術提案点と簡易点の違いについてご説明いたします。まず簡易点のほうは今あとからお配りした資料の、下段の表に書いてございますように、応札する企業あるいは共同企業体が持っている工事成績ですとか同種工事の実績、配置級者の資格実績ということで、入札に参加する時点でもっているその会社あるいは人の技術力的なもの、これに対しまして技術提案点というのは、その発注しました工事において、どういう取り組みをしますかということをお個別に提案していただくものでございまして、内容的に申し上げますと、例えば品質の向上、安全管理、環境の保全さらには将来的なメンテナンスの方法、そういったことでこれからその工事へ何を「うちの企業だったらやりますよ」ということを提案してもらいましてございまして。そういう意味からしますと、簡易点についてはその時点で、その企業が持っている属性でございまして、そこに対して補正するということはいたしません。ただ技術提案はこれからやっておいただくこととございまして、安い価格であれば、それはやりにくいでしょうと、おっしゃるとおりにやることはやりにくいでしょうということで補正させていただくものでございまして。今回の見直しによって、技術提案、そういった提案をする意欲が削がれるんじゃないかということでございまして、逆にこの制度になりますと技術提案をたくさん稼がないと受注に結び付かなくなります。そういう意味でいうと今まで以上にレベルの高い技術提案が期待できるという面もあるというふうに我々は考えております。

○碓井会長

今のWTO案件についてちょっと気になっているのは、要するにWTO自体はそれなりに価格による競争を重視していると思います。その時に価格が低いというゆえに別の技術提案点を減らすということが政府調達協定違反を問われないかなという、ちょっとかすかな疑問を持つのですが、それは大丈夫だといわれているのですか。先ほど来、価格が低いと技術提案の信用力が、信用性が薄れるという、それも一つの理由かもしれませんが、そう断言できるわけでもないですね。

○事務局

私どものほうは国のほうと協議いたしまして、このような形、国も今、先ほど言いました施工体制確認型ということで用いていまして、それも一定金額以下になると、そういう施工体制が確保できないと判断をして、減点するというような制度を用いて、まさにそれと同等の制度かなと思っております。

○確井会長

大丈夫かな。何となく気になる。

○西村委員

施工体制が不十分であるというのは理解できるけど、その点は十分理解できますが、技術提案点を補正するというところがよくわからない。合理性がよくわからないということです。

○確井会長

はい、どうぞ。

○事務局

すみません。ちょっと私の説明不足なんですけれども、国の技術提案求めているものに関しましては施工体制確認型で出た比率に応じて技術提案点にかけておりますので、100%かゼロか3分の1かというような形にはなっております。国も開札後に、技術提案にマイナス補正をしている。

○確井会長

それは確かに施工体制によって点数を動かすというのはわかるのだけど、価格でそれを動かすということが合理的でしょうか。

○事務局

価格に応じて国も動かしています。

○確井会長

価格に応じて国も動かしているのですか。

○事務局

そうです。価格に応じて、要するに低入札であれば施工体制確認型のヒアリングをして。

○確井会長

でもそれは自動的にじゃないでしょう。低入札の調査の対象にするかどうかをそこでまず、仕切られる、それはわかるのです。だから確認する必要があるということですね。だけど今ご提案いただいているものはそうじゃないですよ。大丈夫かな。

○事務局

国のほうも要するにヒアリングを実施しまして、その金額に応じて技術提案点の施工体制の加点を減点していると。

○碓井会長

そういう手続きをこれは踏まない想定になっているでしょう。長野県の場合は。

○事務局

手続きはなくてもその公告にいたしまして、こういう状況でやりますよということを示してありますので、それはそれでよろしいかなと思いますけど。

○碓井会長

どうもなかなか私にも理解できないところが多いですが。そういう点では進行の責務を果たせませんので。どこから攻めていきますか。WTO案件は今日固めなければ駄目という、差し迫った状況はありますか。

○事務局

当面予定する案件ございません。

○碓井会長

これは継続審議、そういうふうにはお願いできませんか。決めてしまってあとで政府調達協定違反だなんていうようになったら大変なことになるので。しかも国も所管がいろいろあるでしょう、政府調達協定は。国土交通省だけに相談しても危ないことがあるかもしれない。これは継続ということで、1つの処理できた。

そうしますと、その前の2つですが、建設工事における総合評価落札方式の低入札価格調査について、これは9ページの表右側のようにしてよいかどうかということですね。これは出発点としては先ほど来、失格基準価格と調査基準価格を同じにはおかしいのではないかとこのところから出発した問題で、西村委員からはもうそういう問題になるのなら失格基準価格と調査基準価格の幅を狭くして、その間の上のほうは点数がフラットでもいいかなとそういうご提案もあったわけですが、この点についてはいかがでしょうか。価格点の補正ということですね。これがいいかどうかという。先ほど反対の委員もいらっしやっしたし、賛成の委員もいらっしやっしたのですが、吉野委員賛成でしたか。

○吉野委員

私はやむを得ないのではないかと、先ほど申し上げましたとおりです。

○碓井会長

他の委員の皆様いかがでしょうか。藏谷委員いかがですか。

○蔵谷委員

表を見て幅を狭くするという事は、失格基準価格のほうに調査基準価格をスライドさせるということかなと思うのですが、そうすると必然的に落札率が下がってしまう、そうすると落札率の議論もしなきゃいけないのかなと思います。先ほど申し上げたように、今回はそういうことではなくて、スキームだけを見直すということですから、これがよろしいのではないかと思います。

○西村委員

失格基準価格を引き寄せるという手もあると思います。

○蔵谷委員

そうすると幅が狭くなることに対してはいかがかなと。またこの中にいっぱい集中してしまう危険がありますから。できれば92.5%にそのまま上げちゃうのがいいかな。ということでちょっといろいろ動かさなきゃいけないデータが必要かなと思います。そうなると。

○碓井会長

そういつてはなんです、やっぱり失格基準価格制度が根っこにあってそこから派生するような問題なのかもしれないと思いますが、いかがでしょう。

そろそろですが。

○蔵谷委員

この幅を5%持たせるという、なんか必然的な理由があったのですよね。87.5%から92.5%へ5%。この5%の維持する必要性というのは何年か前の審議会でご説明がされて、今日になる。それは覚えておられますか。みんな5%の幅ですよね。WTOも含めて、今回の2億円未満もそうです。その5%を取らなきゃいけないという、その整合性とか理由をご説明いただいていると思います。覚えていないのだけど、何だったのでしょうか。

○碓井会長

ここは事務局に教えていただかないといけませんね。

○事務局

この現行の失格基準価格の上下限値の幅が今5%になっておりますが、過去におきましては2.5%だった時代もございます。直近で今の87.5から92.5という幅を設定した時には、まず先ほど来、出ている中央公契連モデルで標準的な工事での調査基準価格を計算しまして、それを基に長野県独自として、例えば直接工事費の算定率の上乗せですとか、一般管理費の算定率の上乗せを県独自として行いまして、上の92.5%という上限値を出してございます。それが現行でございまして、5%必ずなければいけないかというのは、過去においてはそうでなかった時期もございますが、今の取りあえず87.5と92.5に設定した段階の公契連モデルを参考に求めた幅ということでご説明いたします。

○碓井会長

これは全く関係ない質問で、長野県ではこういうものはパブリックコメントには付していないわけですね。こういうのを作りますよという、パブリックコメントを実施してご提案いただいているわけではないですよ。

○事務局

パブリックコメントはこれについてはやっております。

○碓井会長

何となく恐れ感じがするのです。他の委員の皆様はいかがですか、堀越委員いかがでしょう。

○堀越委員

私もこの件に関しましては、やっぱり通達を受けてのスキームの見直しというところがまず第一なのかなと思っております。第1段階としてこういった形で固めて、その次、時期が来たらまた見直しすべきところを検討していくということがいいのではないかなと思いますが、この現行のところでは何か実務面で、現場面で支障をきたすようなことは蔵谷委員あるのでしょうか。

○蔵谷委員

今、公契連モデルの話が出まして、長野県は、国よりも私どもにするともっと私どもの実務を評価いただいた公契連モデルの算入式を採用いただいております。例えば、先ほど問題になった一般管理費、国は0.55を算入しなさいというのがありますが、長野県は0.75、0.2多いのです。ということは上限もそれだけ上がるというイメージで、多分平均すると今92.5%より上でしょう。一昨年の4月に直接工事費の論議があり、それが100%になっていますので、計算すると半分以上は92.5%をオーバーしていると思うのです。ですから改めて公契連モデルの内容をデータの的にして87.5%から92.5%が現状にふさわしいかどうか、やっぱりシミュレーションしながら、データ取りながら、時期になれば審議会でもたご意見伺うのがよろしいのかなと思って。今回の場合は先生おっしゃられるようにスキームの見直しということであれば、私はこれがベターかなと思います。

○堀越委員

という現場の声もありますので。

○碓井会長

それではちょっと私から提案ですが、ここで完全適用ということになると、何となく不安があるものですから、これは例えば2年間の試みとか、そういうわけにいきませんか。そういう変更の提案は無理ですか。絶対にこれをとおさなければいけませんか。



○事務局

抜本的なところなものですから、できしたら試行という形は取りたくないのがございます。ただ一定期間を明示していただいて、一旦検証するという事は、それは我々も必要だと思っていますので、そういう条件は全然差し支えありません。

○碓井会長

何となくパブリックコメントもやっていないし、これで私たち審議会が「はい、これで決まりです」というのはちょっと勇み足のような気がして仕方がないです。一般県民の皆さんがこういうやり方をどう受け止めるかということが問題ですよ。価格点を下げるといふ。補正するといふのはなんとなく。

それでは今事務局からお話がありましたように、1年後がいいのか、1年じゃ結果が出ないかもしれません。2年後くらいですか、その時点できちんと検証するという事を今日の審議会での意見として付けさせていただいて「了承します」ということでいかがでしょうか。よろしいですか。それではそのようにさせていただきます。記録にとどめておいてください。

それでは、その次の資料4の「建設工事における低入札価格調査の実施について」は只今のところと関係するわけですが、調査基準価格と失格基準価格と分けることに伴うので、必要になるということで先ほど来、フローの書類提出までの期間が2日であることが問題になっていまして、これはそもそも入札時に資料をきちんと出しなさいというやり方を求めている、そういう発注機関もよそにはあるのですか。合わせてご説明をお願いしますか。

○事務局

私どものほうでも内訳表ということで提出は求めています。

○碓井会長

それと今回のものはどう違うのですか。

○事務局

ここまでの書類は求めていないということで、1番上と②ですかね、②③に似たような書類の提出は求めていますけれども、ここまでの書類は求めていないというような状況です。

○碓井会長

確かに発注者からすれば、本気で入札に臨んでいるなら14ページにあるようなことは提出出来て当たり前だけど、落札候補になったからあわてて考えるというのは遅すぎる、こういう発想だと思いますが、先ほど渡辺委員でしたか、あまり無理なものは良くないという、この辺りはどうですか。2日でいいですか。今言ったように入札に臨む以上は、そういう心構えで臨むのは当然だと。吉野委員どうですか。

○吉野委員

建設業者さんの実態はよくわかりませんが、ただ確かに九つの提出書類は、これは大変ではないかなという気はいたします。時間かけても多少大変かなとチラッと思っております。これは藏谷委員さんが良くわかっていらっしゃる。

○藏谷委員

今、契約後確認調査は何日間ありましたか。

○事務局

10日です。

○藏谷委員

10日ですか。10日でもぎりぎり、それからもう一つは計画と実施とどの程度までの整合性が必要か、計画はこうだったけど、実質はこうなりました、というのも駄目ではないのですよね、状況に応じて。その辺りの問題があるので、一般的にいうと、これは全部マニュアル作っておくことができるのですよね。

○碓井会長

例えば手持ち機械一覧なんてものは、もう用意して当然ですよ。

○藏谷会長

その辺りの問題でなんか中途半端な気がしますし、企業に応じて、取り組み方・誠意が違うのです。やっぱり1日24時間使いながらきちっと製作する会社と、先ほどちょっと申し上げたけど、またこういうビジネスが出てくる可能性も無きにしも非ず、積算すら自らやらない会社も出てくる時代でありますから。その辺りで正直ものが馬鹿を見るような状況になるといかなものかという懸念があるので、どうせだったら丸かバツかのほうが潔いのではないですかと先ほど申し上げたわけです。どうです。最初の質問、計画と実施と整合しなくても、正当な理由がある場合あるじゃないですか。そうすると計画は文章次第だけど、全部駄目だったという場合だって無きにしも非ずじゃないですか。一番悪く考えるとね。計画は計画出せばいいのですけど。

○碓井会長

事務局いかがですか。

○事務局

ちょっと説明が足りなかった部分ございますので、13ページの資料で現行と改正を比べた表があるんですけども、そちらの右側の改正の一番下に書かせていただいた部分について説明させていただきます。今回の低入調査に契約後確認調査から移行するわけですが、引き続き現行と同じく竣工時にも同様の調査書類を提出していただきまして、落札候補者の審査時と竣工時を比べて、価格ですとか単価ですとかそのへんの、変動をチェックさせ

ていただくこととなります。そちらにつきましては、下請け企業とか労務費の単価のほうに不当にしわ寄せがいていないかというような観点で見させていただきまして、今の調査様式と同等のもの、同じものを使わせていただきますので、営利調査に移行して真新しいものをということではなくて同じような観点で調査をさせていただきます。竣工時その調査の結果、不当に下請け企業などにしわ寄せがいているようなものが確認された場合には、工事成績点減点、これは今の現行と同じ制度ですけれども、そういった措置で著しく不適當な場合につきましては、入札参加停止というものも一応基準の中には設けております。これらの基準調査の結果につきましては、発注機関のホームページのほうで調査前と調査後の報告資料、契約前の資料と竣工時の資料、ホームページにアップしまして、皆さん見ていただいて透明性も確保していくというような、そのように考えております。

#### ○確井会長

私、問題提起ですが、14 ページの項目の中で⑨の建設副産物の搬出処理というものがあるのですが、これはどの程度のことを期待しているかによりますけれども、落札候補になる前に、どこへ持って行って処理するかなんて、そんなことまで詰めてやっている業者さんはいないと私は推測するのですが、それを求めているということですか。副産物の搬出とはどういう主旨ですか。

#### ○事務局

こちらにつきましても処分の単価 1 m<sup>3</sup>あたりなり、トン当たりいくらかで処分を見込んであるかという、入札時には内訳書にはしっかり単価も記載していただきますので。

#### ○確井会長

それだけのことですか。いや、私が思ったのは、搬出先がちゃんと確保できているのか、そういうことを意味しているのかと、そういうことじゃないのですか。金額のことなら簡単なことじゃないですか。そんなの先ほどの同様にパソコンに入れておけます。

#### ○事務局

入札時に内訳書として積算された金額があるということは予定されている処分先が決まっているという、そういうふうと考えられますので、そちらの予定している処分先について、記入していただくと。

#### ○確井会長

やっぱり処分先も決めてないといけないのですか。これは大変なことだ。普通は確定してからじっくりということになりそうだけど、そういうものじゃないのですね。これは、業者さん大丈夫ですか。藏谷委員さん。大きな工事になると大変ですよ。工事によりますが。

#### ○藏谷委員

これはケースバイケースですよ。だから、これに抵触しないような価格で入れなければ

ばいかんということに戻るわけで、ダンピングの可能性を低くするということになろうかと思うのです。そこにみんなつながってくると思うのだけどね。

○碓井会長

ということは価格に影響するということですね。

○藏谷委員

場所によって、基本的に距離が遠ければ遠いほど運賃が加算して、価格が上がりますから。

○碓井会長

ということは、かえって望ましいというか、確実な契約の履行につながると。柳澤委員、大丈夫ですか。

○柳澤委員

悩みますね。私どもの立場とすればちゃんとした手続きや書類を作成できる十分じゃない期間で設定されるということは、実質、権限が制約されるということなので、どうしても納得できない部分があるのですが、それはむしろこの短い時間であることによって、ちゃんとした準備、対策を整えてはじめて入札に望めるということになるのであるならば、それはそれとしてよしとしたほうがいい。そのちょっと実務がよくわからない部分が決断の決められないところ、歯がゆさにもなっているというところですよ。

○碓井会長

それではこれもさっきと同じなのですが、やっぱり相当期間やってみて見直すことも必要になるかもしれませんので、私ども審議会としては、やはり2年なら2年くらいを目途に検証して報告していくということをお願いできますでしょうか。さっき言ったようにこれも試みでは駄目だという事務局の強い要請・要望のようでもありますので、そういうことをお願いできますでしょうか。

○藏谷委員

ひとつお願いがあるのですが、この14ページの労務者という表現はこれいいのでしょうか。なんか違和感あるのだけど、作業員とかそういう言葉のほうがいい。

○碓井会長

日本語としてのニュアンスがありますね。

○藏谷委員

なんかちょっと差別、区別の感がしないでもないのです。作業員のほうがありがたい気がします。

## ○事務局

それでは私もちよっと違和感がありましたので、従事者等に変えさせていただきたいと思います。先ほど会長からお話ありましたように、まず来年度4月1日からという形になりますので、1年経過して1年分のデータが整備できた段階で当審議会のほうにご報告させていただきたいというふうに考えております。

### ア 建設工事及び建設工事に係る委託業務における入札事務手続きの見直しについて

## ○碓井会長

大変時間を要しましたけれども、熱心にご審議いただきましてありがとうございました。

それでは続きまして、(2)報告事項のア「建設工事及び建設工事に係る委託業務における入札事務手続きの見直しについて」を取り上げたいと思います。①②がございしますが、まず「①委託業務における総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)の配点等の見直し」につきまして事務局の報告をお願いします。

## ○事務局

17ページ資料6をご覧ください。報告事項の中のアの「①委託業務における総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)の配点等の見直しについて」でございます。本方式は委託業務における受注希望型競争入札でのくじ引きの多発を受け、昨年6月も今年度第1回目の契約審議会への報告後試行を開始しているものです。実施状況ですが、平成29年12月末時点で184件が開札されております。次のページ18ページの上のグラフをご覧ください。委託業務におけるくじ引き発生状況の推移を示したグラフです。グラフの一番右、平成29年12月の状況が示すとおり、くじ引き発生率は受注希望型の66%に対し、丸い点が一つだけある、こちらが簡易Ⅱ型ですけれども33%になっております。また下のグラフ、くじ引き発生案件におけるくじ引き対象者数の平均についても受注希望型競争入札の9.5者に対し3.6者に抑えられているところです。一方、半年間の試行状況を確認しましたところ、19ページをご覧ください。上の3番目の表に示しますとおり、地域加点の設定状況ですけれども、記号の凡例は二重丸が10広域未満、丸が10広域、三角が4広域ということで、最大加点と最大加点地域の設定状況について、発注機関ごとに差異がある状況です。また右下5番目の円グラフは地域を支える調査設計業検討会議の構成団体であります各業界団体が受注者に実施した簡易Ⅱ型に対するアンケート結果のうち、改善等を要する評価項目についてという問いに対する回答をまとめたものですが、「地域加点の設定、改善」にもっとも多い改善要望が出されているところです。左下4番の表は各業種別の入札参加資格者となっております。これらを加えまして今回の配点等を見直しを行いたいと考えております。17ページにお戻りください。表の中ほどグレーに着色しているところですが、地域加点につきまして現行では「10広域をさらに細分化した地域」を最高加点としていますが、これを廃しまして「10広域」を最高加点とします。また配点は0.5点ピッチで最大2.0点としていましたが、これを0.25点ピッチ、最高点を1.0点とします。さらに地域加点の最小単位についても見直しまして、測量は「10広域」、建設・補償コンサルタントは「10また4広域」、地質調査は「4広域」としまして、発注者ごとの地域加点設定のばらつきを解消

したいと考えております。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○碓井会長

ありがとうございました。ただいまご報告のありました「委託業務における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の配点等の見直し」についてご質問等ありますか。吉野委員どうぞ。

○吉野委員

地域加点の評価点を下げる、あるいは廃止されておりますが、これでどうしてくじ引きの発生率が低くなるとお考えなのか。

それともう一つ、19ページの関係業界団体から出された地域加点の検討してほしい点が、どういう方向を望んでいるのかという点も含めて説明をお願いしたい。

○事務局

地域加点ですけれども、今問題としているのが隣接するあるいは違う発注機関によって、最大加点をしている地域に差があるということに、不公平があるということで業界からの意見が出されておりました。例えばある建設事務所は10ブロック未満まで絞り込める、加点を設定できるのですが、隣の建設事務所はそこまで絞り込めないということになりますと、Aという建設事務所管内からBという建設事務所の案件を見た場合、あるいはBという建設事務所管内からAという建設事務所の案件を見た場合に、その加点の高さ、絞り方に差異があるということの問題視しております。

くじ引きの発生を抑えるためにこの地域加点を見直す、ということだけでなく、地域間ごとの加点状況のばらつきを解消するために今回の見直しを行いたいと考えているところです。

○吉野委員

そういうことですか。くじ引き発生率と関連付けてあるのでどうしてかとお聞きしたかったのです。

○碓井会長

ということは、簡易Ⅱ型自体はいいことでしたと、こう言いたかったのですね。だけど、ここで提案されているのは地域的アンバランスが著しかったので一番狭い部分を廃止したということですかね。

他にいかがですか。それでは、これについてはお伺いしましたということで済ませたいと思います。

次は②の「疑義申立て制度の見直し」につきまして、やはり事務局からご説明をお願いします。

○事務局

資料の20ページをご覧ください。「疑義申立て制度の見直しについて」でございます。昨年度この審議会におきまして、建設工事等における入札事務手続きの見直しとしてご報告をさせていただき、本年4月より運用しているところでございます。疑義申立て制度の

入札事務の流れといたしまして、開札後落札候補者への通知前に予定価格を公表いたしまして、入札参加者からの疑義を受付ける仕組みでございます。これによりまして積算に誤りが確認された場合、原則としてこれ以降入札手続きを中止する制度となっております。

1の現状と課題といたしまして、11月末までに118件の公告案件へ疑義申立てがあり、その結果45件で予定価格との相違が判明するなどし、公告を中止しております。一方で、応札者から、予定価格だけでは具体的な疑義を挙げられない落札決定までに時間がかかるなどの意見が寄せられております。2の取組内容といたしまして、建設工事において、開札後予定価格と合わせ、工種別の金額を示しました開札後公表設計書を公表いたします。開札公表設計書によりまして、積算金額が明示されますので、疑義がある場合には具体的な申立てとなります。開札後公表設計書により、内容の確認が容易となるため疑義申立て期間を現行の3日間から2日間へ1日短縮を行い、入札事務の早期化を図ります。開札後公表設計書については、資料20ページの明示のとおりでございます。3の適用時期につきましては、来年4月の公告案件への実施を予定しております。説明は以上でございます。

#### ○碓井会長

どうもありがとうございました。ただいまのご報告につきまして、ご質問ご意見等ありますか。吉野委員。

#### ○吉野委員

恐らく長野県では予定価格は事後公表だと思うのですけれども、それで大体わかっていると思われるのだらうと思います。本来からすると、予定価格についてはこういうことを行うと余計類推する。同種の工事については類推ができるということになるのだらうと思うのですが、それはかまわないと思っていらっしゃるのですか。

#### ○事務局

今のご質問ですけれども、今現在、先ほど触れた部分になりますけれども、結構な件数のくじ引きが発生していると、かなりの精度で皆さん積算をなさっているという中ではあまり類推されやすいとかそういうことは考えておりません。

#### ○碓井会長

他にいかがですか。これは118件の疑義申立てで45件公告中止というのは、結構、有効に機能しているということでしょうか。先ほどのところで期間を2日にしていかがということがありましたが、これはパッと見れば気付くであろうと、そういう前提ですね。藏谷委員さん、ここは2日で十分ですか。これは業界としてのご意見でしたか。

#### ○藏谷委員

前回の時も双方のお立場を理解いただいたので、3日を2日とさせていただくことでよろしいかと思えます。

○碓井会長

では、これはご報告いただいたということによろしゅうございますか。どうもありがとうございます。

イ 建設工事等の標準請負契約約款の改正について

○碓井会長

それでは次の3(2)報告事項のイ「建設工事等の標準請負契約約款の改正について(社会保険への加入促進)」につきましてお願いしたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

21 ページ資料7でございます。「建設工事等の標準請負契約約款の改正について」でございます。1の目的のところの四角の囲みの下段のところにありますけれども、建設工事現場の労働環境の改善、建設産業の中・長期的な担い手の確保・育成を図る取り組みの1つとし、社会保険の更なる促進とし、平成29年、昨年7月ですけれども、中央建設業審議会から各全国都道府県に対しまして契約約款の改正の勧告がございました。これを受けての取り組みになります。現在の長野県内における加入率は95%になっておりまして、ほぼ加入していただいているという状況がございます。このような中で2の取組内容でございます。契約約款を改正し、次の条項を新たに規定する。1つ目とし、請負代金内訳書への社会保険に係る法定福利費を明示すること。2つ目といたしまして社会保険の未加入建設業者は1次下請負者とし、しないこと。この大きな2つでございます。それから(2)とし、森林整備業務におきましても同様な取組を行う、としております。3の適用日等でございますが、平成30年10月1日付で契約約款を改正し、以降に契約する工事に適用する。ということで、期間長いんですけども、この間にいろいろ周知を図るということで考えております。次のページをご覧くださいまして、参考とし、建設業における社会保険の加入義務という表を作らせていただいておりますが、これは国土交通省や労働局で出している表を二重丸とかを使ってわかりやすく作ったものでございます。このように法人とかの区分、それから就労形態等によりまして、さまざまな保険の適用がございます。この点をしっかり受注者、発注者ともに周知を図りながら運用していきたいと考えております。

2番の下段につきましては、建設工事等の労働災害等の状況でございまして、県の発注工事、公共工事と森林整備に分かれておりますけれども、林業につきましてはかなり高い、(2)ですけれども、林業につきましては高い死傷者となっております。すみません21ページに戻っていただきまして、2番の取組のところの四角の下のポツのひとつ目のところに、今回のこの取組みで1次下請者に未加入が確認された場合に、その次の行でございまして、元請企業に対し、入札参加資格停止措置や工事成績評定の減点等を行うということを考えております。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。



○碓井会長

ただいまのご報告につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。堀越委員。

○堀越委員

21 ページの一番下の※1 のところの社会保険の範囲がここに書かれているのですが、22 ページの建設業における社会保険の加入義務というところとの整合性はどのようなふうに見ればいいのでしょうか。

○事務局

社会保険、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の次のページの比較でございますけれども、この22 ページの四角の表の一番上の行に労働保険の下に雇用保険がございます。これが雇用保険のところでございます。

○堀越委員

私が申し上げたいのは、日雇労働者が個人加入でいわゆる国民健康保険等々に加入するわけですが、その分の扱いというのはどのようなふうになるのですか。

○事務局

例えば日雇労働者であれば、事業主は保険加入の義務はございませんので、入っていないくてもそれは適正ということで判断させていただきます。

○堀越委員

そうすると、法人に所属する日雇労働者もこれについてはどのようなふうな扱いになるのですか。

○事務局

判断の適用外ということになります。

○堀越委員

わかりました。そうしますと、ここでいう社会保険の加入というのはこの21 ページに書かれているこの部分だけというふうに判断してよろしいわけですね。

○事務局

はい、そのとおりです。22 ページの二重丸、いわゆる事業主が加入をしなければならない、この部分で加入がない業者さんに対して元請がペナルティを受けるという制度でございます。

○堀越委員

はい、その点は了解いたしました。それで確認ですけれども、21 ページの取組内容の(1)の①ここで社会保険に係る法定福利費を明示することというのは、どこの範囲をいって

るのでしょうか。

○事務局

これは重層下請け構造におけるすべての業者さんが自分より次数の上の業者に、例えば2次下請が1次下請に対して、請負代金を請求するにあたって法定福利費を別書にして、例えば1000万円を受けた内、その中の約16%法定福利費を別書にして請負代金を請求するということでございます。

○確井会長

ちょっとすみません。今の私良く理解できていないのですが、元請が当然、社会保険の法定福利費を約款で示すというのがまず一つでしょう。で今のお話は、下請けも元請に対してとおっしゃいませでしたか。そんなことはないですか。それは全部加算されているのですか。その趣旨は。

○事務局

そうですね。元請の法定福利費はその下請の企業も含めて、法律上で支払い義務がある社会保険料の事業主負担分がまとめて計上、明示していただくということで考えておりますので、下請の分もその企業の負担の、企業負担は入ってきております。

○確井会長

これは相当、適用日が後になっているからいいのですが、業者さんと懇談をして遺漏無きように図らないと大変ですね。堀越先生はご専門だからわかるかもしれませんがね、難しいですよ。時には按分も必要でしょう。

○堀越委員

そういうことですよ。だから、元請業者が独自で負担する社会保険料プラス下請業者が負担すべき事業主負担もそこに加算して記入しなさいということですよ。

○確井会長

そういう趣旨なのかな。

○堀越委員

かなり大変だと思います。

○確井会長

ここあるのは請負契約約款で、そんなことまで書かせるのですか、良くわからないけど。

○事務局

当初の段階ではすべての下請企業が決まっていることはありませんので、ある程度見込みというところがあるかと思いますが、国交省さんのほうで先行して今年度実施して

おりますので、その状況もしっかり見て対応してまいりたいというふうには考えております。

○堀越委員

こういうことがあってはいけないのですけれども、下請事業主負担の社会保険料相当がきちんと下請業者に支払われないというケースがあってはいけないと思うのですけれども、そういったところも実際にはあるのをどうやって防いでいくかというのは一つの課題かなというふうには思います。藏谷委員が何かおっしゃりたいようなので。

○藏谷委員

数年前から標準見積書というのがあるのですよ。例えば工事費と経費入れて100円ですと、それに福利厚生、法定福利費が10円ですと、全部で110円ですという見積りで、法定福利費だけ別枠になっているのです。そういう見積りをやりなさいと。ですから下請さんと契約する時にはその条項をもって工事費は100円ですと法定福利費は10円ですと、出来高が半分だったら50円と5円支払いますというように別枠でわかるようにして支払っていますから、それほど大変ではない。率でやっているのです。見積もりの段階で契約しますから。別枠で数字載っていますから。

○堀越委員

見積もりの段階で契約する時に下請業者の事業主が負担しなくてはならない金額というのがその時にもう話合われてしまうということですか。

○藏谷委員

話合わなくても決まっているから、規定で数字が。

○堀越委員

それは決まっているけれども、実際にその分がきちんと下請業者に支払われるかどうかというところは大丈夫ということですね。

○藏谷委員

それは民衆の信頼度によるので私は大丈夫だと思っていますが。大丈夫ではない企業には、下請さんは来ないでしょう。

○堀越委員

そういうことですね。わかりました。

○碓井会長

他にご質問。渡辺委員。

○渡辺委員

この社会保険の中に労災保険は入れなくてもいいですか。明記しておかなくても。

○事務局

現在の取組みには社会保険の中には労災保険は入っておりません。労災保険は安全対策には必要なものでございますので、加入の促進というところでは進めなきゃいけないとは思っておりますけれども、今回のこの約款改正の中には入ってきておりません。

○渡辺委員

実際、雇用保険と抱き合わせでということになると思うのですが、入れておかななくていいのかなと思って。自動的に入っていくのですよね、雇用保険に。

○事務局

労災保険の仕組みですけれども、元請が一括して加入する義務がありまして、その場内の下請業者の労働者の皆様方もその労災保険の適用を受けることになっております。ですので5年前にこの社会保険未加入対策が開始される時に、労災保険は比較的加入漏れが無いと、必ず元請業者さんが一括して入るので、その場内の労働者の皆様方は全員補償されるということであり、労災保険はこの社会保険未加入対策から、とりあえず抜けています。しかし、先ほど事務局から説明いたしましたように、この労災保険につきましても重要な保険ですので、何らかの方法で、確認をさせていただくということは重要かとは考えております。

○渡辺委員

100%入っているという前提ですか。むしろここに労働災害の状況が出ていますよね。むしろ労災なんじゃないですか、絶対入ってなくちゃいけないのは。現実的に入っていても、書いておくべきじゃないかなというのがあります。

○事務局

この社会保険未加入対策は、全国統一的な取組としてなされておりました、現行では、建設業許可の審査で確認をさせていただいておりますが、これは今のところ必須ではなくて、まだ指導になっているのですが、これにおいても労災については抜けております。このため、労災保険につきましては、発注者としての長野県が把握する枠の中に入っていないという状況であります。

○渡辺委員

現実的に労災入っていない会社はないと思いますけど、むしろそっちのほうが重要なのではないかなと思っています。

○確井会長

それでは、これについては10月1日付の約款改正ということのようですが、十分に業界

の皆さんにもご説明いただいて円滑にスタートできるようにお願いしたいと思います。報告を伺ったということにさせていただきます。

#### ウ 説明請求審査部会の開催について

##### ○碓井会長

それでは続きまして、ウの「説明請求審査部会の開催について」事務局からご報告をお願いします。

##### ○事務局

資料の 23 ページ資料 8 をご覧いただきたいと思います。「説明請求審査部会の開催について」ということでございます。昨年 11 月 8 日付で知事から建設工事入札参加資格に係る再苦情の申立について意見を求められましたので、説明請求審査部会を開催しまして、審議を行いましたのでご報告させていただきます。昨年 9 月に委員の改選が行われましたので改選後初めての説明請求審査部会を開催するという事で、部会の審議に先立ちまして、契約審議会規則に則りまして、部会長の互選と部会長代理の指名が行われました。資料にございますとおり部会長には吉野洋一委員、部会長代理には柳澤修嗣委員となり、轟邦明特別委員の 3 名で部会の審議をお願いすることになりました。

次に説明請求審査部会の開催において、12 月 7 日に再苦情申立者と発注者から事情聴取と説明請求審査部会の意見を審議しました。再苦情の申立、要旨につきましては②の審議案件において、入札で求めたポンプ設備製作工事の実績かつ製作工事を有しているという要件を満たさないとして、落札候補者を取り消されたことに対する苦情が申し出られたものです。事情聴取及び審議会の結果ですが、長野県契約審議会規則により部会の議決をもって審議会議決とすることとなっております。昨年 12 月 18 日付けで契約審議会会長名で知事に答申しています。答申の概要には、資料の四角の中にごございます、「入札参加資格要件である同種工事の実績または専門性の有無に関し、要件を満たさないとして落札候補者を取り消した理由については妥当でなかったとまでは認められない。なお、発注者において今後、入札公告等の記載方法及び周知方法について工夫をこらし、疑義が生じないよう努めたい」としております。この審議会の意見に対する県知事、農政部農地整備課の対応につきましては、昨年 12 月 26 日に再苦情申立者へ答申の内容と、同様の内容で回答をしてございます。また、発注機関へも答申の内容及び再苦情申立の回答書が通知されたところです。以上が説明請求審査部会についての報告です。

##### ○碓井会長

ありがとうございます。⑤にありますように、審議会規則第 5 条第 6 項で説明請求審査部会を設けてそこで部会の決議をもって審議会の決議とすることを定めることができるとなっております。その規定に基づきまして第 1 回の契約審議会でも部会の決議をもって審議会の決議とするということが決められております。したがって、報告事項として扱わせていただいている次第でございますが、何かご質問はありますか。よろしゅうございますか。部会の先生方どうもありがとうございました。

それでは一応用意した審議事項、報告事項は済んだと思えますけれども、時間が長く延びてしまいましたけれども、ご協力ありがとうございました。それでは事務局のほうに移らせていただきます。

#### ○事務局

すみません、その前に先ほどご質問いただいた週休二日のアンケート、経営者を対象とするアンケートの関係で吉野委員から質問いただきましたので回答させていただきます。回答数が397社ですが、そのうち長野県建設業協会さんが381社でございます。非会員の方が16社ということでございまして、分母、これはアンケートお願いしたという分ですけどもこちらが526社であります。そのうち499社が協会さんでございまして、それ以外がモデル工事になります。重なっている部分があります。以上です。

#### ○碓井会長

大変失礼しました。何か他にございますでしょうか。大丈夫ですか。それでは事務局お願いします。

#### 4 その他

#### ○事務局

それでは碓井会長さん大変ありがとうございました。  
それでは次第のほうの「その他」でございます。まず事務局からですが、次回の契約審議会の開催についてでございますが、30年度に入りまして、今年度同様、6月の前半に第1回目の開催を予定しております。準備が整い次第日程調整のご連絡をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

あと委員の皆様から何かございますでしょうか。ないようですので、本日は大変長時間にわたり大変熱心なご審議ありがとうございました。

以上をもちまして「平成29年度第4回長野県契約審議委」を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。